



くまがや男女共同参画推進プラン

男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる 男女共同参画宣言都市 熊谷

2019年度 ~ 2028年度







平成31年3月

熊谷市



男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる 男女共同参画宣言都市 熊谷

熊谷市では、一人一人がお互いを尊重し個性や 能力を社会の様々な分野で力を発揮できる男女 共同参画を推進するため、平成 17 年に「熊谷市 男女共同参画推進条例」を制定し、拠点として「熊 谷市男女共同参画推進センター "ハートピア"」 を開設するとともに、「男女共同参画都市宣言」 を行うなど、男女共同参画の推進に関する体制を 整備し、様々な施策を展開してまいりました。

整備し、様々な施策を展開してまいりました。 あわせて、男女共同参画に関する各分野にわた る施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成



21 年度を計画初年度とする「熊谷市男女共同参画推進計画~くまがや男女共同参画推進プラン~」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に推進してまいりました。

この度、現行計画の計画期間満了に伴い、新たに平成31年度から10年間を計画期間とする「第2次熊谷市男女共同参画推進計画~くまがや男女共同参画推進プラン~」を策定いたしました。本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で規定する市町村推進計画として位置付ける計画となっております。

本計画に基づき、誰もが家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場で生き生きと活躍できる、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の皆様、事業者の皆様と協働で各施策の積極的な推進に努めてまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました熊谷市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

熊谷市長 高岡 清

熊谷市男女共同参画都市宣言

清らかな川の流れと緑豊かな自然に抱かれ さまざまな歴史と輝かしい伝統を継承している 私たちのまち「くまがや」 私たちはこのまちを誇りとし 男女が性別を超え 世代を超え 認めあい 支えあい 社会のあらゆる分野に対等に参画し その個性と能力を発揮し ともに責任を担い 生き生きと暮らせるまちをめざして ここに熊谷市を 「男女共同参画都市」とすることを宣言します

平成18年7月1日

熊谷市

目 次

第1	章 計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	3
2	計画策定の経緯	4
	(1)世界の動き	4
	(2)国の動き	5
	(3) 埼玉県の動き	5
	(4) 熊谷市の取組	6
3	計画策定の背景(統計からみる熊谷市の現状)	7
	(1) 熊谷市における人口・構成比の推移、世帯数等の動向	7
	(2) 少子高齢化の進行	9
	(3) 就業に関する現状	11
	(4)審議会等の委員における女性の登用状況	13
	(5)ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談件数	14
4	アンケート結果からみる熊谷市の現状	15
	(1)調査概要	15
	(2)市民意識調査結果概要	16
	(3)事業所実態アンケート調査結果概要	19
第2	章 計画の基本的な考え方	23
1	計画の位置付け	25
2	計画の期間	25
3	基本理念	26
4	基本目標	27
第3	章 計画の内容	29
1	計画の体系	31
2	重点施策	32
3	計画の推進指標	35
4	施策の内容	36
	基本目標 I 男女にまなびあう	
	~人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり~	36
	基本目標 I 男女にかがやく	
	~あらゆる分野における男女共同参画の推進~	44
	基本目標Ⅲ 男女にいつくしむ	
	~配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり~	58

第4章	章 計画の推進	63
1	市、市民、事業者の責務	65
2	推進体制の充実	66
資料編		69

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

熊谷市では、男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21(2009)年度から平成30(2018)年度を計画期間とする「熊谷市男女共同参画推進計画~くまがや男女共同参画推進プラン~」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策・事業を展開してきました。

また、この計画には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(DV 防止基本計画)」を盛り込んでおり、配偶者等からの暴力根絶に向けて、相談業務などDV被害者支援にも積極的に取り組んできました。

「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、本市における性別による固定的な役割分担意識の解消、各種団体の役員等への女性の登用、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現などにおいて、依然として課題が残る結果となりました。また、震災などの自然災害の経験から、防災・災害復興における男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りになりました。男女共同参画の推進に、今後も市民や事業者と連携して取り組む必要があるという現状が明らかになっています。

国においては、平成 27 (2015) 年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

こうした中、本市では、現行計画の計画期間の終了にあたり、これまでの成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため計画を見直し、新たに第2次熊谷市男女共同参画推進計画として、「くまがや男女共同参画推進プラン」を策定するものです。



2 計画策定の経緯

(1)世界の動き

国際連合(国連)における、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取組は、昭和50(1975)年の「国際婦人年」をきっかけに大きく前進しました。同年にはメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

その後、昭和54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、「国連婦人の10年」の最終年である昭和60(1985)年には、ケニアのナイロビにおいて世界会議が開催され、「国連婦人の10年」の成果の検討・評価を行い、「国連婦人の10年」の目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦2000年に向けて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

また、平成7(1995)年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京で開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性に対する暴力など12の重大な問題に対して戦略的目標とそれに対する行動を掲げており、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)」と位置付けられました。また、この「第4回世界女性会議」で初めて女性への暴力と貧困の問題が取り上げられ、DV防止法の起源になっています。

平成 12 (2000) 年 6 月には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」として採択されました。

平成 17 (2005) 年に、第 49 回国連婦人の地位委員会がニューヨークの国連本部で開催、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

平成 22 (2010) 年に第 54 回国連婦人の地位委員会がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の評価を主要テーマに開催され、「宣言」及び 7 項目からなる「決議」が採択されました。



(2) 国の動き

昭和50(1975)年の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、同年、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年には、「国内行動計画」が策定されました。

その後、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備が進められ、昭和 60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准し、72番目の締結国となりました。

平成6(1994)年には、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「男女共同参画推進本部」・「男女共同参画審議会」を設置し、推進体制が強化されました。

平成 11 (1999) 年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 (2000) 年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成 13 (2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「D V防止法」という。)が制定され、平成 15 (2003)年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成 19(2007)年には、「DV防止法」の改正法が制定され、市町村基本計画の 策定や配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されました。

また、同年 12 月のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取組を進めていくため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成 20 (2008) 年が「仕事と生活の調和元年」と位置付けられました。

平成 27 (2015) 年に、「女性活躍推進法」が成立し、翌年には、女性の活躍推進に向けた数値目標や取組内容を盛り込んだ「事業主行動計画」の策定が求められることとなりました。同年、「あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた積極的取組」や、「男性中心型労働慣行等の変革」を進めるための「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県においては、国際婦人年に始まる国際的、国内的な動きを背景に、昭和55 (1980)年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和61 (1986)年に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成7 (1995)年には、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

また、平成 12 (2000) 年には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 14 (2002) 年に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、同年県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」が開設されました。

さらに、「DV防止法」の一部改正を受けて、平成18(2006)年に「配偶者等か



らの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

平成 20 (2008) 年に子育て期の女性の再就職を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」に「埼玉県女性キャリアセンター」を設置し、平成 24 (2012) 年には、働く場における女性の活躍を支援するため、「ウーマノミクス課」が設置されました。

平成 29 (2017) 年には、「女性活躍推進法」や国の「第 4 次男女共同参画社会基本計画」などを踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画(平成 29~33 年度)」が策定されました。

(4) 熊谷市の取組

本市は、平成 17 (2005) 年と平成 19 (2007) 年の2度の合併(平成 17年: 熊谷市・大里町・妻沼町、平成 19年:熊谷市・江南町)により誕生しました。合併前 の市町においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に、市の審議会等への女性の登用を図るために活用する「熊谷市女性人材リスト」の作成や、「女と男の情報紙『ひまわり』」の発行、平成 15 (2003) 年に開始したドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談事業等は、継続して取り組んでいます。

平成 17(2005) 年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、「熊谷市男女共同参画推進センター『ハートピア』」を開設し、合併後の同年 10 月には、新熊谷市として「熊谷市男女共同参画推進条例」を制定、平成 18(2006) 年7月には、「熊谷市男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成 21 (2009) 年には、同年度から平成 30 (2018) 年度を計画期間とする「熊谷市男女共同参画推進計画」を策定(中間年見直し改訂)し、取り組んできました。

平成 27 (2015) 年 10 月には、より迅速かつ的確に被害者の保護及び自立支援を 図るため、「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、女性相談員を配置してい ます。

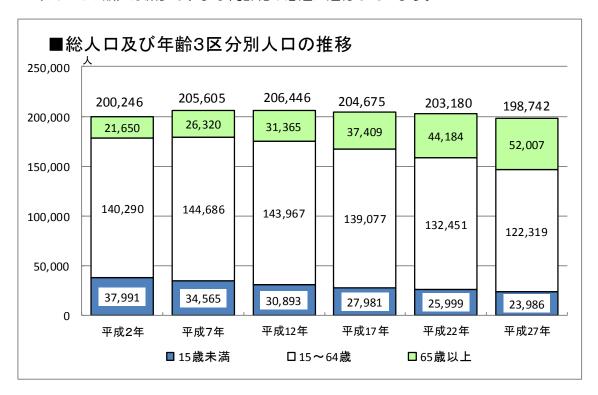
平成 29 (2017) 年に、本市の現状を把握するため「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、平成 31 年 3 月に、意識調査の結果や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえ、第 2 次熊谷市男女共同参画推進計画として、「くまがや男女共同参画推進プラン」を策定しました。



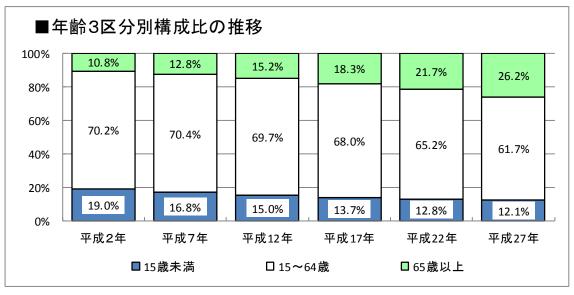
3 計画策定の背景(統計からみる熊谷市の現状)

(1) 熊谷市における人口・構成比の推移、世帯数等の動向

熊谷市の人口は、平成 12 年をピークに減少しているにもかかわらず、65 歳以上の高齢者人口は一貫して増加しています。一方で、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少し、少子高齢化が急速に進行しています。



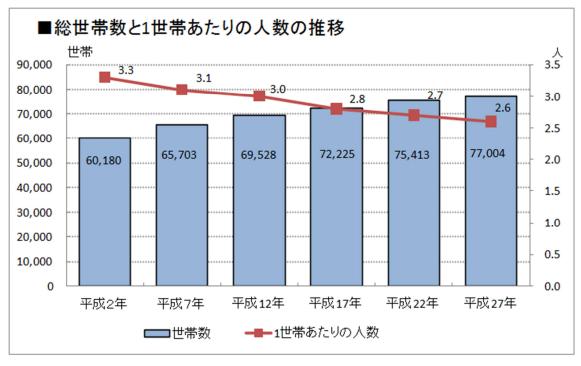
資料:国勢調査



資料:国勢調査

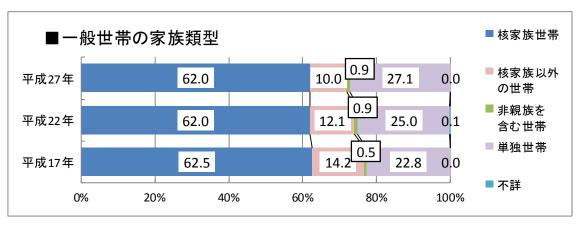


一方、世帯数は増加し、1世帯あたりの人数は減少しています。



資料:国勢調査

一般世帯の家族類型をみると、核家族以外の世帯が減少し、単独世帯が増加する傾向 にあります



資料:国勢調査



(2) 少子高齢化の進行

①高齢化率の推移

高齢化率は、国、県、本市とも、年々増加しています。



資料:国勢調査

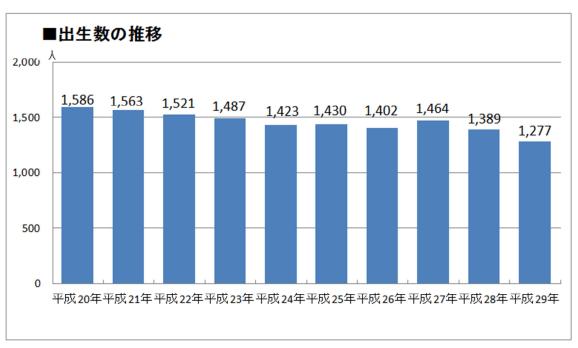
②少子化の進行

合計特殊出生率の推移をみると、本市は、平成22年、27年を除き、全国・埼玉県より低い数値で推移しています。また、出生数も減少傾向を示しています。



資料:埼玉県人口動態統計

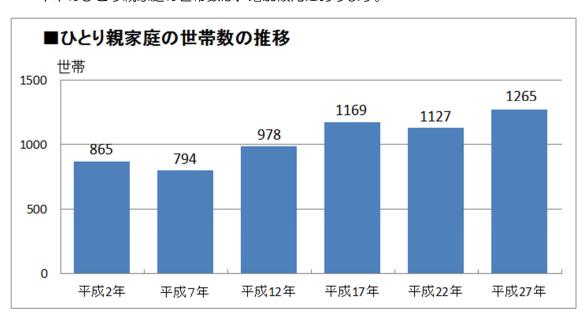




資料:埼玉県人口動態統計

③ひとり親家庭の状況

本市のひとり親家庭の世帯数は、増加傾向にあります。



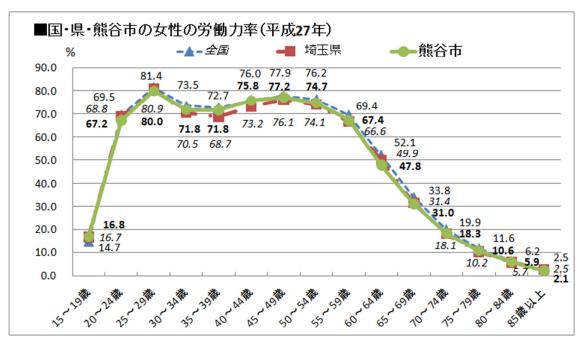
資料:国勢調査

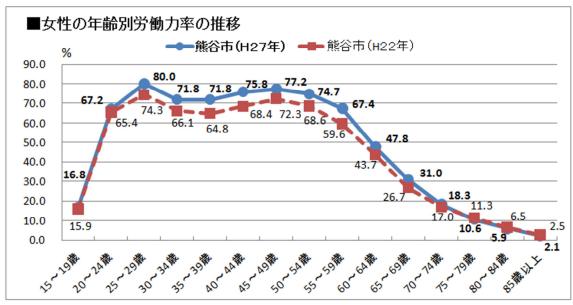


(3) 就業に関する現状

①女性の年齢階級別の労働力率

本市の女性の労働力率は、49.2%で、全国平均の50%と比較して同傾向にあります。また、30代女性の労働力率が前後の年代と比較してやや低い傾向がみられる、いわゆるM字カーブを描き、仕事と子育ての両立が進んでいません。平成27年の労働力率を全国・埼玉県と比較すると、59歳までは国・県と同様、60歳を過ぎると国・県より低い傾向がみられます。また、5年前と比較すると、74歳まではすべての年代で高くなっています。



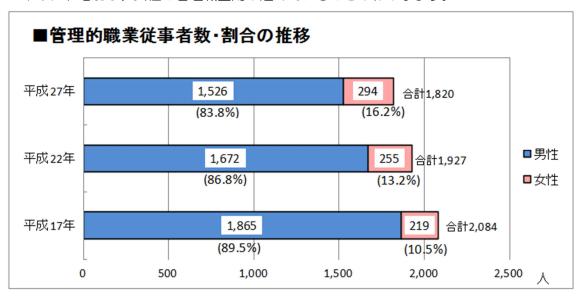


資料:国勢調査



②女性の管理的職業従事者割合

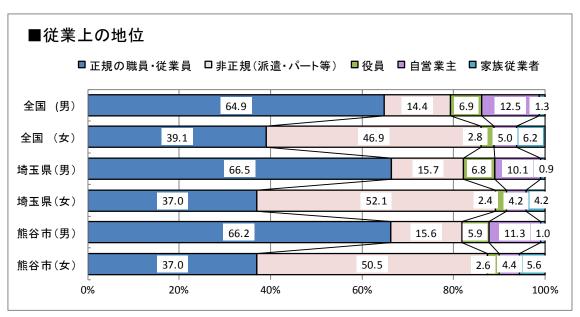
本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は、16.2%で、5年前(13.2%)より3ポイント増加し、女性の管理職登用が進んでいることがわかります。



資料:国勢調査

③従業上の地位

本市の15歳以上就業者について、従業上の地位別の割合を男女別にみると、「雇用者(役員含む。)」は男性87.7%、女性90.0%となっています。男性は「正規の職員・従業員」が66.2%と最も高く、女性は「非正規(派遣、パート等)」が50.5%と最も高くなっています。

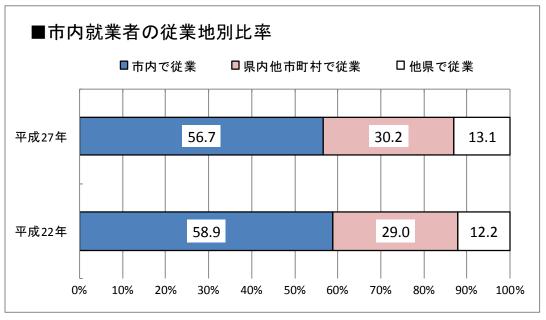


資料:平成27年国勢調査



4從業地

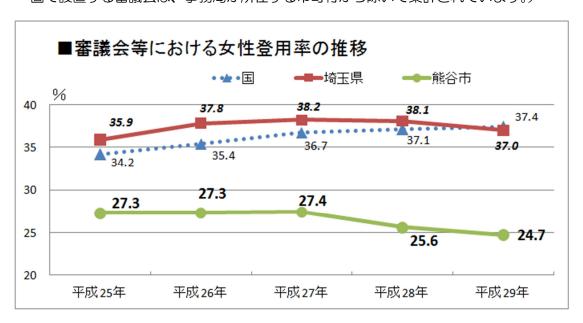
就業者の平成 22 年と平成 27 年の従業地別比率を比較すると、わずかに市内の従業率が減り、市外での従業が増加しています。



資料:国勢調査

(4) 審議会等の委員における女性の登用状況

過去5年間の審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、増加傾向にある 国・埼玉県との差が大きくなっています。(集計方法が平成28年から変更され、広域 圏で設置する審議会は、事務局が所在する市町村から除いて集計されています。)

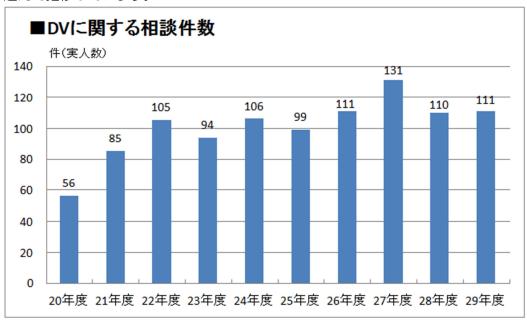


資料:内閣府発行男女共同参画白書、埼玉県年次報告



(5) ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談件数

本市の男女共同参画推進センターで実施しているDV相談の件数は、近年 100 件を超えて推移しています。



資料;男女共同参画室



4 アンケート結果からみる熊谷市の現状

(1)調査概要

「くまがや男女共同参画推進プラン」が、平成30(2018)年度に満了となり、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間を計画期間とする、「第2次くまがや男女共同参画推進プラン」の策定にあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に生かしていくためにアンケート調査を実施しました。

	市民意識調査	事業所実態アンケート調査
調査対象	熊谷市在住の 20 歳以上の男女	熊谷市内の民営の事業所
	2,500人(男女各 1,250人)	601 件(従業員 15 人以上)
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為	法人市民税申告のあった企業及び医
	抽出	療・福祉等の事業所で 15 人以上の民
		営の事業所
調査方法	調査票による本人記入方式	事業主又は人事担当者による記入
	郵送による配付・回収	郵送による配付・回収
調査期間	平成29年8月1日~8月24日	平成 29 年 9 月 1 日~9 月 22 日
調査項目	①回答者の属性	①事業所の状況について
	②男女平等について	②ポジティブ・アクションについて
	③家庭生活について	③育児・介護休業制度について
	④子育て・教育について	④職業生活と家庭生活の両立支援に
	⑤就労について	ついて
	⑥介護について	⑤一般事業主行動計画について
	⑦人権について	⑥ハラスメントの防止について
	⑧社会参画について	
	⑨男女共同参画の推進について	
有効回答者数	1,118件/2,500件	187件/601件
有効回答率	44.7%	31.1%
	(男性 42.2%、女性 52.1%、無回答 5.7%)	

※ アンケート結果について

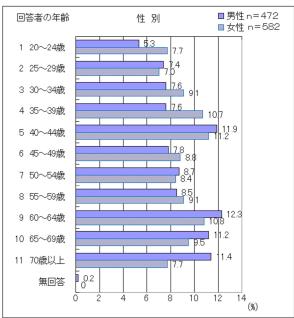
- 調査結果の数値は、原則としてその設問の回答者数を基数(n)として算出した回答率(%)で表記している。複数回答の場合も、パーセンテージの母数は回答者数としている。
- 集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。この ため、回答率の合計が100%にならない場合がある。また、複数回答ができる設問で は、母数に対する回答率のため、回答率の合計は100%を超える場合がある。

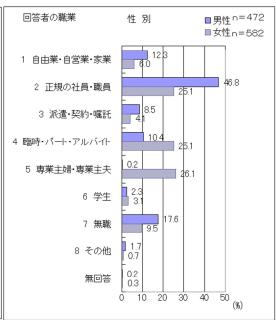


(2) 市民意識調査結果概要

■回答者の属性について

回答者の年齢は、男女ともに 60 歳代が最も多く、次いで 40 歳代が多くなっています。また、職業についてみると、全体では「正規の社員・職員」が最も多くなっています。男女別にみると、男性では「正規の社員・職員」が最も多く 46.8%ですが、女性では、「正規の社員・職員」「臨時・パート・アルバイト」「専業主婦」がほぼ同率の約 25%ずつとなっています。

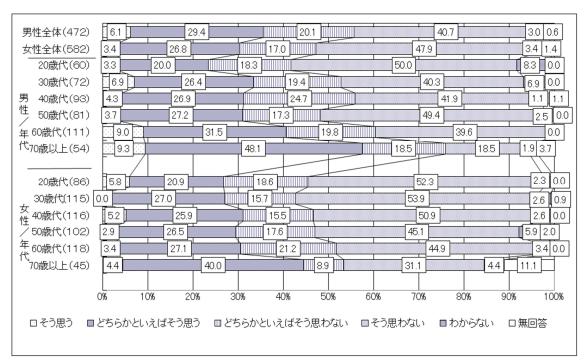


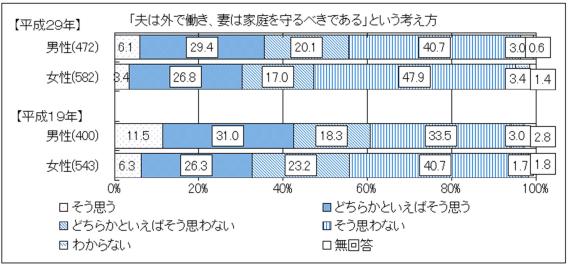




■固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思うか





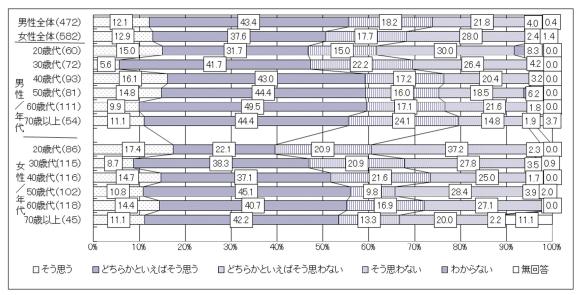
固定的性別役割分担意識について、全体では6割以上が否定的な意見を持っており、「性別で役割を固定的に考えるのではない」という意識が広まっていることがわかります。この傾向は、若い年代に高く現れています。

女性では、この 10 年で考え方にあまり変化がない(1 ポイント増加)のに対し、男性では否定的な考え方が9ポイント増加しました。固定的な性別役割分担に対する男性の意識が徐々に変わってきたことがうかがえます。

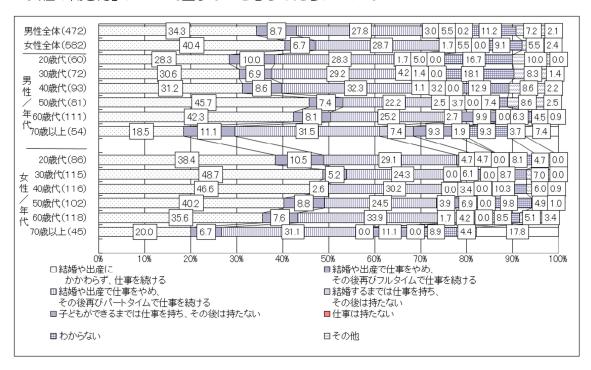


■女性が仕事を持つことについて

「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方



「女性の働き方」について望ましいと思うかたちについて



「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方について、男性も女性も 40 歳代以上では、半数以上が肯定的な考え方をしています。そして、望ましい女性の働き方については、男女とも「結婚出産にかかわらず仕事を続ける」が最も多く、全体でみると 37.7%、次いで「結婚や出産で仕事をやめ、その後再び仕事を続ける」が 36.1%となっています。

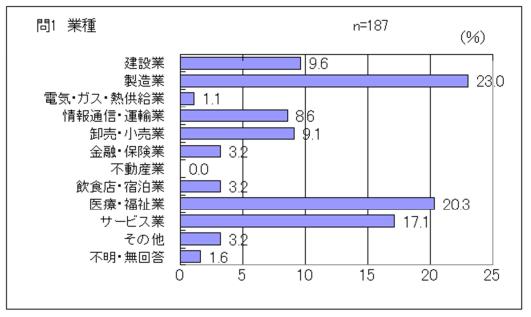


(3) 事業所実態アンケート調査結果概要

■属性について

回答のあった業種についてみると、「製造業」が23.0%と最も高く、次いで、「医療・福祉業」が20.3%、「サービス業」が17.1%となっています。

さらに、従業員数別にみると、回答のあった 184 事業所のうち、300 人以上は、3.7%、30~99 人が51.6%、30 人未満が26.6%となっています。



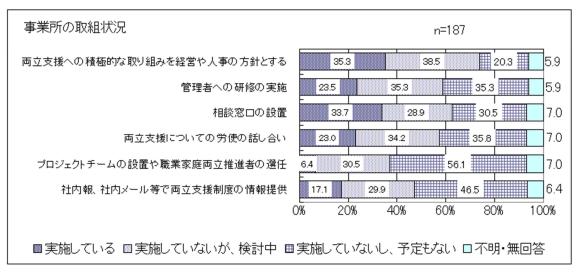
「n」は有効回答数

業種別	業種別合計	~29人	30人~99人	100~199人	200~299人	300~399人	400人~499人	500人以上
7-‡-≣∿-₩-	18	9	9	0	0	0	0	0
建設業	9.8%	18.4%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生化生光	43	8	19	11	3	0	1	1
製造業	23.4%	16.3%	10.3%	6.0%	1.6%	0.0%	0.5%	0.5%
雨气 ギュ 劫供公衆	2	0	1	0	0	0	1	0
電気・ガス・熱供給業	1.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
使却多是 军校 来	16	2	11	3	0	0	0	0
情報通信·運輸業	8.7%	4.1%	6.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	17	6	8	0	3	0	0	0
卸売·小売業	9.2%	12.2%	4.3%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
스러 /미어+	6	2	4	0	0	0	0	0
金融•保険業	3.3%	4.1%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
→ + + ++	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
&& c c c c c c c c c c c c c c c c c c	6	3	2	1	0	0	0	0
飲食店•宿泊業	3.3%	6.1%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医库 石沙米	38	8	18	4	6	0	1	1
医療•福祉業	20.7%	16.3%	9.8%	2.2%	3.3%	0.0%	0.5%	0.5%
т цэ ж	32	10	18	1	1	1	0	1
サービス業	17.4%	20.4%	9.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.5%
7 10 14	6	1	5	0	0	0	0	0
その他	3.3%	2.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
스탠	184	49	95	20	13	1	3	3
合計	100.0%	26.6%	51.6%	10.9%	7.1%	0.5%	1.6%	1.6%

※業種・人数の回答あるもののみ集計

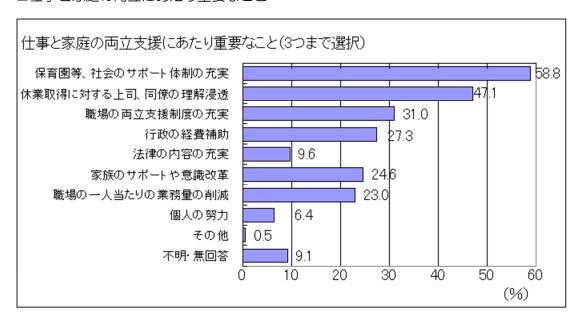


■子育てや介護を行っている従業員にとって働きやすい環境づくりのための取組について



子育てや介護を行っている従業員のための取組は、「両立支援への積極的な取組を経営や 人事の方針とする」「相談窓口の設置」とする事業所の割合が多く、次いで「管理者への研修の実施」「両立支援についての労使の話し合い」となっています。また、「実施していないが検討中」も含めると、半数以上が積極的に働きやすい職場環境づくりを進めていることがわかります。

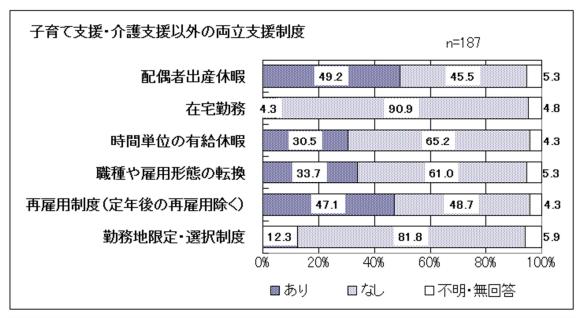
■仕事と家庭の両立にあたり重要なこと

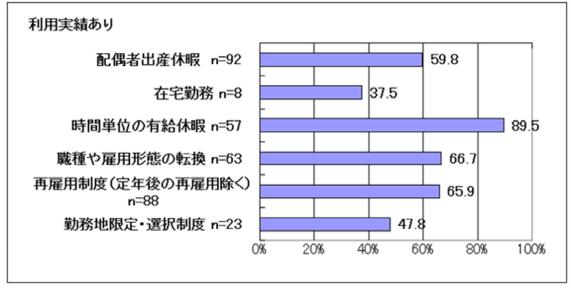


事業所では、従業員の仕事と家庭の両立を支援するにあたり重要なこととして、「保育園等、社会のサポート体制の充実」が最も多く、次いで「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」が多くなっています。



■子育て支援・介護支援以外の両立支援制度について

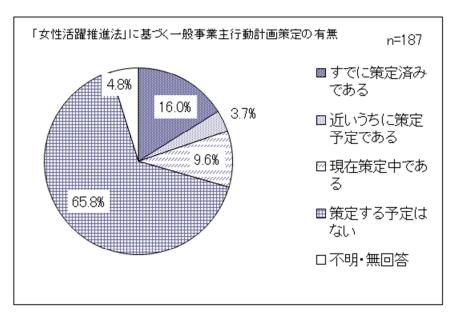




「配偶者出産休暇」「時間単位の有給休暇」「職種や雇用形態の転換」「再雇用制度」などの制度規定がある事業所は、全体の半数未満となっていますが、利用実績の有無をみると、「時間単位の有給休暇」が特に多くなっています。



■「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定状況について



従業員数	合計	すでに策定 済みである	近いうちに策定 予定である	現在策定中で ある	策定する予定 はない	不明·無回答
~ 29人	49	6	1	5	35	2
~ 29人	100.0%	12.2%	2.0%	10.2%	71.4%	4.1%
30人~ 99人	95	10	4	8	70	3
30人199人	100.0%	10.5%	4.2%	8.4%	73.7%	3.2%
100人~199人	20	7	1	1	11	0
100人~199人	100.0%	35.0%	5.0%	5.0%	55.0%	0.0%
200人~299人	13	3	1	2	5	2
200人~299人	100.0%	23.1%	7.7%	15.4%	38.5%	15.4%
300人~399人	1	0	0	1	0	0
300人~399人	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
400人~499人	3	2	0	0	0	1
400人~499人	100.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
500 L DI L	3	2	0	1	0	0
500人以上	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
大田- 年同交	3	0	0	0	2	1
不明•無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%
△≒⊥	187	30	7	18	123	9
合計	100.0%	16.0%	3.7%	9.6%	65.8%	4.8%

301人以上の労働者を雇用する事業者には、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。一方、300人以下の事業主には努力義務とされていますが、「策定済み」「近いうちに策定予定」「現在策定中」の策定に前向きな事業所の割合は、約3割となっています。

特に、100人未満の事業所では、約25%にとどまっています。

第2章 計画の基本的な考え方



1 計画の位置付け

- (1) 本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「第2次熊谷市総合振興計画」の部門計画として、熊谷市総合振興計画や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号) 第 14 条第3項及び「熊谷市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。) 第9条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための市町村男女共同参画計画にあたります。
- (4) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (5) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法 平成 13年法律第31号)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (6) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法 平成 27 年法律第64号)第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (7) 本計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 40 (2028) 年度までの 10 年間とし、5 年ごとに見直しを行います。

平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
第2次熊谷市総合振興計画(平成30年度 ~ 39年度)										
第2次煎	总 谷市男女	共同参画	推進計画	(平成3	1 年度 🦩	~ 40年	:度)			

*年度表記について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期日を定める政令により、平成31年5月1日に改元されることが決まりました。

本計画では、「平成」と表記していますが、改元後については、次のとおり読み替えます。

西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
平成	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年
新元号	元年※	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年

(※2019年は4月30日まで平成、5月1日以降は新元号。)



3 基本理念

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる 男女共同参画宣言都市 熊谷

基本的な視点

条例第3条から要約

- 1 男女の人権の尊重
 - 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取扱いを受けずに、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること
- 2 社会における制度や慣行についての配慮 性別による、固定的な役割分担意識等をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対 して影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画 市の政策・事業者の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立 家庭生活における活動と就業等の社会生活における活動に対等に参画できるように配 慮すること
- 5 国際的協調

国際社会の取組と密接な関係があることを十分理解すること



4 基本目標

基本理念をもとに、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、現状と課題を踏まえた上で、各分野にわたる施策を計画的に推進し、本市における「男女共同参画社会」の実現をめざします。

- I 男女にまなびあう
 - ~人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり~
- Ⅱ 男女にかがやく
 - ~あらゆる分野における男女共同参画の推進~
 - i 男女がともに活躍できる環境づくり
 - ii 家庭や地域、社会活動での男女共同参画の推進
- Ⅲ 男女にいつくしむ
 - ~配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり~
- ※「男女」という表記は、女性と男性とが性別に関係なく、共同して、あらゆる分野に 参画していくことを表しています。

第3章 計画の内容



1 計画の体系

基本[目標		主要課題		施策の方向		
				(1)	男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた 広報・啓発活動の推進		
I Ł ŧ.		1	づくり	(2)	男女共同参画に関する情報の収集・提供		
男女にまれ	なびあう			(3)	メディア等における男女の人権の尊重		
		2	男女共同参画の視点に立った教育・学習	(1)	学校教育等における男女共同参画の推進		
~ 人権尊重の			の充実	(2)	男女共同参画の意識を高める学習の充実		
男女共同参画の 	意識づくり ~	3	生涯を通じた心身の	(1)	男女の性と人権を尊重する意識づくり		
		3	健康づくり	(2)	生涯にわたる健康づくりへの支援		
			就労環境の整備と多	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進		
	 	4	様な働き方ができる	(2)	ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり		
	【 熊谷市 女性活躍推進		環境づくり	(3)	女性の就業・起業等に対する支援		
II & t	計画】	5	子育て・介護への支	(1)	子育て支援の充実		
男女に	男女がともに 活躍できる 環境づくり		援	(2)	介護支援の充実		
かがやく		6	政策・方針決定過程 等における男女共同	(1)	女性の政策・方針決定過程への参画推進		
+>4-7			参画の推進	(2)	女性の人材育成の充実		
〜 あらゆる 分野における	ii	7	家庭生活における男 女共同参画の推進	(1)	家庭生活における男女共同参画の推進		
男女共同参画	家庭や地域・社会活動での			(1)	地域活動における男女共同参画の推進		
の推進 ~	男女共同参画 の推進		地域社会における男	(2)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進		
		8	女共同参画の推進	(3)	貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性 等が安心して暮らせる環境の整備		
				(4)	国際社会に対する理解		
Ш	[9	DV防止に向けた啓	(1)	配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進		
【熊谷市DV防	近基本計画】		発活動の充実	(2)	若年者に対する予防啓発の推進		
男女にいる	つくしむ			(1)	早期発見への取組の推進		
~配偶者	等からの	10	被害者等への相談支	(2)	相談体制の充実		
暴力の根絶			援体制の充実	(3)	庁内及び庁外の関係機関との連携		
社会づく	<り~ 			(4)	自立に関する支援の充実		



2 重点施策

計画を推進するにあたり、計画の体系の中で本市の課題を解決するため、重点施策を定め、10年間の中で優先していきます。

基本目標 I 男女にまなびあう

~人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり~

■ 本市においては、これまでも、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、 啓発を推進してきましたが、市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意 誠に同感しない割合は、10年前と比較すると高くなっていますが、市民一人一人が生 涯を通じて、男女平等の教育・学習機会を受けることができる環境づくりが必要です。

男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

- ○施策1 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- ○施策2 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催

学校教育等における男女共同参画の推進

○施策7 男女平等観に基づく教育の充実

男女共同参画の意識を高める学習の充実

- 〇施策10 家庭における男女共同参画意識の啓発
- ○施策11 生涯学習の充実

基本目標 Ⅱ 男女にかがやく

~あらゆる分野における男女共同参画の推進~

- 本市においては、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業者や就業者の意識改善などの促進に取り組みます。
- 政策方針決定にかかわる審議会の場において、男女の意見が十分に反映されるよう、 審議会等への女性の参画の割合を増加させることを目指します。
- 地域社会においては、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。



男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

- ○施策19 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発
- ○施策20 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に向けた啓発
- ○施策21 職場でのあらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の充実

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

- ○施策22 就業環境・労働条件整備の理解促進
- ○施策23 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進

女性の就業・起業等に対する支援

○施策24 女性の再就職・起業等に対する支援の充実

子育て支援の充実

- ○施策26 多様な保育サービスの充実
- 〇施策27 特別支援教育等(特別支援学校、特別支援学級、放課後等デイサービス など)の充実
- ○施策28 子育てに関する経済的支援
- ○施策29 子育てに関する情報提供や相談支援
- ○施策30 地域における子育て支援の充実

女性の政策・方針決定過程への参画推進

○施策34 審議会等への女性の参画促進

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- ○施策45 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- ○施策46 防災分野における女性の参画拡大
- ○施策47 男女共同参画の視点に立った災害時の対応



基本目標 II 男女にいつくしむ

~配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり~

■ 本市においては、平成27年10月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、 月曜日から金曜日まで及び第1・第3土曜日(祝日・年末年始を除く。)に窓口を開き、 予約なしでも気軽に相談できる体制を整えています。

DV防止に関する理解を深め、被害者の相談・保護の体制を一層充実していくとと もに、庁内外の関係機関の連携を強化し、自立に向けた支援の充実に努めます。

配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

○施策55 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

被害者等への相談・支援体制の充実

- ○施策58 DV被害者等に対する相談体制の充実
- ○施策59 庁内及び庁外の関係機関との連携強化
- ○施策60 自立に関する支援の充実



3 計画の推進指標

基本目標	指標項目	基礎資料	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (1 O年後)
	「男は仕事、女は家庭」とい う性別役割分担に同感しない	市民意識調査	63.5%	70%	80%
_	市民の割合	11 人总部的自	(平成29年度)	10%	
I	「男女共同参画社会」という 言葉の周知度	市民意識調査	63.2%	70%	80%
	保育所等待機児童数	保育課調べ	19人	ОД	О Д
	休月別寺付機汽里数		(平成30年4月1日)		
	市の男性職員の育児参加休暇取得率	職員課調べ	47.1%	50%以上	50%以上
			(平成29年度)		
_	審議会等への女性の登用率	男女共同参画室調べ	26.6%	40%	40%
I			(平成30年度)		
	ユニバーサルデザインのまち づくりが進んでいると思う市 民の割合	市民アンケート	15.2%	32%	50%
			13.270	(2022年度)	(2027年度)
	自主防災組織の組織率	危機管理室調べ	70.69%	76%	80%
	日土的火船减少船减半		(平成29年度)	(2022年度)	(2027年度)
	配偶者などから暴力(DV) を受けた際に相談した市民の	市民意識調査	45.0%	50%	70%
Ш	割合		(平成29年度)	50%	10/0
	DV対策庁内連絡会議の開催 回数	男女共同参画室	1回/年	2回/年	2回/年



4 施策の内容

基本目標 I 男女にまなびあう

~人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり~

現状と課題

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人一人の個性と 能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

しかし、市民意識調査から、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、以前に比べて低くなっているものの、全体として女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民の割合が高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」、「政治の場」などで、高くなっていることがわかりました。

このような意識は、長い時間の中でつくられてきたものであり、すぐに改善されるものではないため、市民が男女共同参画に関する認識を深め、少しでも意識が改善されるよう、引き続き、広報・啓発活動を行います。特に、子どもから大人まであらゆる世代において男女共同参画に関する知識を深めることが重要であるため、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

また、女性も男性も、人権を尊重し、互いの性を十分に理解し合い、相手に対する思い やりを持つことが大切です。ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身に付けら れるよう教育・啓発に努めるとともに、人生 100 年時代を見据え、誰もが健康で生き生き と輝く人生を送れるよう健康づくりへの支援を行います。



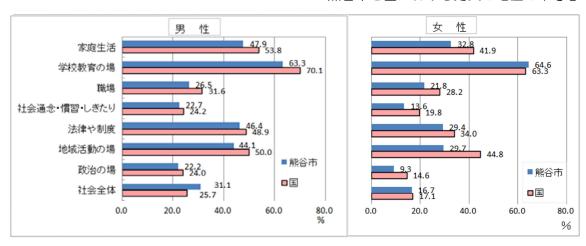
あらゆる分野における男女の地位の平等感には、男女差がある

本市における各分野の男女の地位の平等感については、女性の『学校教育の場』及び男性の『社会全体』を除いて、女性、男性ともに国より低くなっていますが、女性に比べて 男性の方が、男女が平等であると感じている人の割合が高くなっています。

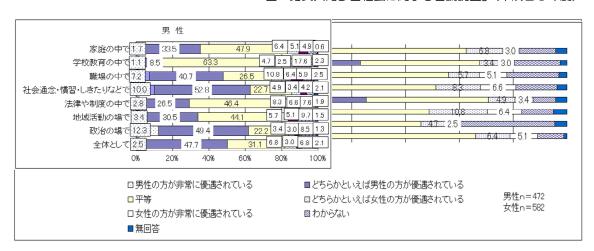
また、『職場の中で』、『社会通念・慣習・しきたりなどで』、『政治の場で』で、「男性の 方が優遇されている」との割合が高くなっています。

女性と男性の平等感には、大きな差があることがわかります。

■熊谷市と国における男女の地位の平等感



資料: 熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度) 国「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年度)



資料:熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)



男女共同参画の意識づくり

(1) 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

女性も男性も性別に関わりなく、あらゆる分野において個性や能力を発揮することができるよう、社会の制度や慣習を見直し、意識の改革を行っていく必要があります。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、全ての市民が男女共同参画の推進に関する基本理念を正しく理解し、意識を高められるようにするため、積極的に啓発活動を行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	男女共同参画の視点に立った慣習の見	男女共同参画室
	性別による固定的役割	直し、固定的役割分担意識の解消に向け	人権政策課
4	分担意識の解消に向け	て、各種媒体等を通じて、市民全体に男	
I	た意識啓発	女共同参画に関する意識啓発を図る。	
		また、条例に基づき、男女共同参画に積	
		極的に取り組む事業者等を表彰する。	
	重点施策	各種セミナー・講座等を開催し、人権尊	男女共同参画室
2	男女共同参画に関する	重の視点に立った男女共同参画に関す	人権政策課
	セミナー・講座等の開	る意識啓発を図る。	社会教育課
	催		中央公民館

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する動向を正確に把握するため、国・県が主催する会議や研修会に 積極的に参加します。

また、市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、貸出可能な図書や資料を充実させます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	男女共同参画に関する	国・県が主催する会議や研修会に積極的	男女共同参画室
3	情報の収集・提供	に参加する。男女共同参画に関する資料	各図書館
		や文献を整備し、市民へ提供する。	
	男女共同参画に関する	男女共同参画に関する市民意識調査、ド	男女共同参画室
4	調査・研究	メスティック・バイオレンス(DV)等	
4		に関する実態調査を実施し、施策推進の	
		ための基礎資料とする。	



(3) メディア等における男女の人権の尊重

近年、情報化がますます進展する中で、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどの メディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアの中には、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等が見受けられ、 人権の侵害につながることが懸念されます。

そのため、市民がメディアに対して敏感な視点を持てるよう、メディア・リテラシー (情報活用能力)に関する啓発を行うとともに、「男女共同参画の視点からの表現ガイド ライン」に沿った市の広報出版物やホームページなどの表現に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	メディア・リテラシー	市民がメディアに対して主体的な判断	男女共同参画室
5	に関する学習機会の充	ができるよう、メディア・リテラシーに	
5	実	関する学習機会を提供する。	
	市の発行物等における	人権尊重・男女共同参画の視点からの市	男女共同参画室
	適切な表現の促進	広報出版物やホームページなど市民に	
6		発信する情報の見直し、「男女共同参画	
		の視点からの表現ガイドライン」の活用	
		と周知に努める。	



2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

(1) 学校教育等における男女共同参画の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であり、人権を尊重し、性別にかかわりなく、一人一人の個性と能力を伸ばす教育を行います。

また、教職員・保育関係者等が男女共同参画に関する正しい知識を持って、次代を担う子どもたちの教育に当たることができるよう、研修を充実します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	道徳教育・進路指導・キャリア教育等に	学校教育課
7	男女平等観に基づく教	おいて、人権の尊重、男女平等に視点を	
	育の充実	置いた教育を行う。	
	教職員・保育関係者へ	男女平等を推進する教育の充実に向け	学校教育課
8	の研修の充実	て、教職員・保育関係者への研修を充実	保育課
		する。	
	人権教育・人権保育の	人権や生命を大切にする心を育み、人権	学校教育課
9	推進	意識の高揚を図るための人権教育・人権	社会教育課
		保育を推進する。	保育課



(2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実

男女共同参画の意識の形成には、家庭におけるしつけや教育、親の考え方も大きな影響を及ぼすことから、家庭教育の重要性を啓発していきます。

また、社会のあらゆる分野に参画することが選択できるよう、多様な学習機会を提供します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	男女共同参画に関する様々な講座の開	男女共同参画室
	家庭における男女共同	催など学習機会を提供する。	社会教育課
10	参画意識の啓発	(社会的性別(ジェンダー)視点を養成す	中央公民館
		るための講座、家庭教育講座、「親の学	
		習」講座の開催など)	
	重点施策	市民が生涯にわたり男女共同参画につ	男女共同参画室
	生涯学習の充実	いて学習できるよう、各種講座を開催す	社会教育課
1 1		る。	中央公民館
1 1		(男女共同参画に関する市政宅配講座、	
		男女共同参画配信講座、生涯学習講座	
		等)	



生涯を通じた心身の健康づくり

(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について決定することができるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。

また、児童の人権尊重を図るため、協議会を運営するとともに、青少年健全育成や児童虐待防止に関する講演会等を開催して啓発に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	人権啓発の推進と人権	全ての市民が、お互いの人権を尊重しな	人権政策課
	意識の高揚	がらともに生きる社会を実現するため、	社会教育課
12		人権啓発を推進するとともに、人権相談	
		を充実させることで人権意識の高揚を	
		図る。	
	性の尊重や心身の健康	LGBT など、性の多様性を尊重した啓発	人権政策課
	についての理解促進	活動を実施する。	社会教育課
13		性と生殖に関する健康と権利(リプロダ	健康づくり課
13		クティブ・ヘルス/ライツ)や性感染症	母子健康センター 熊谷保健センター
		などに関する知識の普及・啓発や相談事	学校教育課
		業の充実を図る。	男女共同参画室
	児童虐待防止の推進	児童の人権尊重を図るため、要保護児童	こども課
		対策地域協議会を開催し、早期発見や支	
14		援・保護に努めるとともに、青少年健全	
		育成や虐待防止に関する講演会等を開	
		催し、啓発を図る。	
	男女共同参画の視点に	「自殺は防ぐことができる」という基本	熊谷保健センター
15	立った自殺対策の推進	認識を持てるよう普及・啓発するととも	
15		に、心の健康づくり対策を中心とした相	
		談体制の充実を図る。	



(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

男女がその健康状態に応じて、的確に自己管理ができるように、また、個性や能力を 十分に発揮し、生き生きと自立した生活を送るためには、健康づくりは欠かせない要素 となります。

そのため、全ての市民が、生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちづくりをめざし、 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

特に女性は、妊娠や出産により、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、母子保健事業の実施や、生涯を通じた健康づくりを支援するための対策を推進します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	母子保健事業の推進	母親の健康維持と子どもの健やかな成	母子健康センター
		長の促進のため、妊娠から子育て期まで	
16		切れ目のない支援を行う「子育て世代包	
10		括支援センター」の運営や健康教育、訪	
		問指導、相談支援事業等の充実に努め	
		る。	
	スポーツ等を通じた健	各種スポーツ活動等を通じて、ライフス	スポーツ観光課
	康づくりの推進	テージに応じた市民の健康づくりを支	長寿いきがい課
17		援する。	社会教育課
1 7		(各種スポーツ大会、スポーツ・レクリ	中央公民館
		エーション講座、生涯スポーツの基礎づ	
		くり促進のためのスポーツ教室開催等)	
	健康診査等の実施	男女が生涯にわたって心身ともに健康	保険年金課
18		に過ごせるよう、性差を考慮した各種健	熊谷保健センター
10		康診査や指導を実施する。	母子健康センター
		(特定健康診査、がん検診)	教育総務課



基本目標Ⅱ 男女にかがやく

~あらゆる分野における男女共同参画の推進~

i 男女がともに活躍できる環境づくり 【熊谷市女性活躍推進計画】

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域社会 等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

市民意識調査では、仕事にかかる時間について、男性は1日平均約9時間、女性は1日平均約6時間と回答しており、家事・子育て・介護などの大半は、女性が担っているのが現状です。

急激な少子高齢化により、生産年齢人口の減少が進む中で、男女がともに、仕事と家事・子育て・介護などの家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取組が求められています。

一方、女性の活躍や働き方改革が求められる中、少子化と高齢化の同時進行が続き、晩婚化や晩産化等を背景に、育児と介護の負担が同時にかかるダブルケアの世帯や、様々な分野の複合課題を抱える世帯が増加してきています。

ライフスタイルが多様化する中、子育てや介護、社会活動と仕事の両立を実現し、柔軟な働き方を選択できるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業者や就労者の意識改革などの促進に取り組むとともに、相談窓口や関係機関との連携を強化する必要があります。

また、政策・方針決定にかかわる審議会等の場において男女の意見が十分に反映することが重要なことから、引き続き、審議会等への女性の参画の割合を増加させることを目指します。

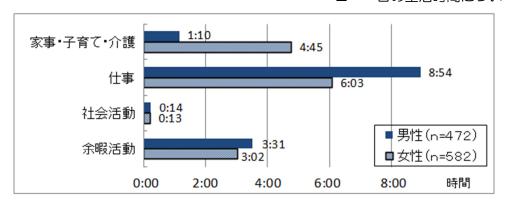


仕事時間が長い男性と家事時間が長い女性

一日の生活時間の内訳に関する調査では、仕事にかかる時間は、男性が8時間54分に 対し、女性の平均は、6時間3分となっています。

一方、家事・子育て・介護にかける時間は、女性の平均が 4 時間 45 分なのに対し、男 性の平均は 1 時間 10 分となっています。

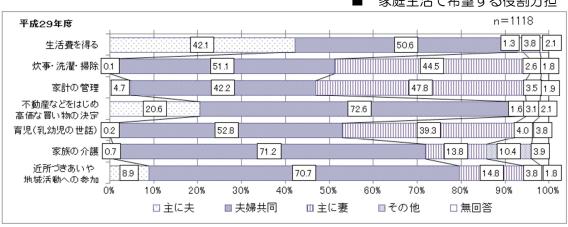
■ 一日の生活時間について

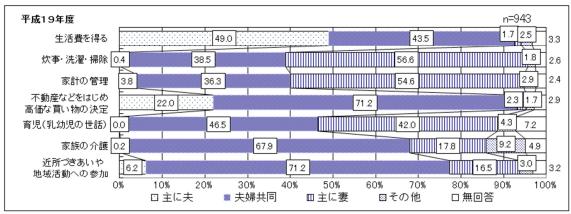


資料:熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

家庭生活での夫婦の役割分担の希望において、役割分担意識は変化しつつある

家庭生活で希望する役割分担



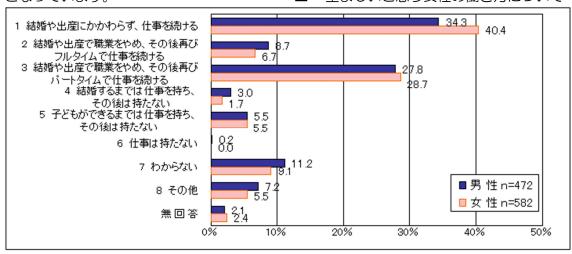


資料:熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)



結婚や出産にかかわらず仕事を続けることを望む割合が高い

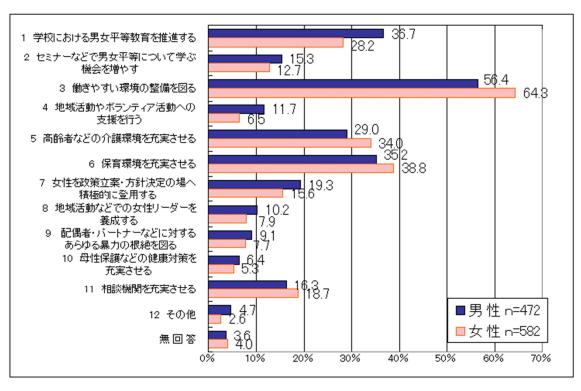
女性の働き方について、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が最も多くなっており、次いで、「結婚や出産で仕事をやめ、その後再びフルタイムやパートタイムで仕事を続ける」となっています。 ■ 望ましいと思う女性の働き方について



資料:熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

働きやすい環境の整備、保育環境や高齢者などの介護環境の充実が求められている

■ 男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべきこと



資料:熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)



就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方を見直し、職場環境の改善や意識改革を進める必要があります。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和 47年 法律第 113号)(以下「雇用機会均等法」という。)をはじめ、労働に関する法制度について周知し、女性の活用・採用等への積極的な取組など、事業所において男女がともに能力を発揮できるようにするとともに、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	職業情報の提供、労働相談窓口の周知を	商工業振興課
	男女の雇用機会の均等	はじめ、事業者・市民を対象に、雇用機	
19	に関する法制度等の普	会均等法、労働基準法、パートタイム労	
	及•啓発	働法等の労働に関する様々な法制度の	
		普及・啓発を図る。	
	重点施策	事業者に対して、ポジティブ・アクショ	男女共同参画室
20	ポジティブ・アクショ	ンに関する啓発を行う。	商工業振興課
20	ン(積極的改善措置)		
	に向けた啓発		
	重点施策	働く場における性別による固定的な役	男女共同参画室
	職場でのあらゆるハラ	割分担意識の見直しとともに、セクシュ	商工業振興課
	スメント防止に向けた	アル・ハラスメントやパワー・ハラスメ	職員課
21	啓発活動の充実	ント、マタニティ・ハラスメントなどの	
		各種ハラスメント防止のための意識啓	
		発を図り、労働者が働きやすい職場環境	
		づくりを促進する。	



(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

ライフイベントに対応した柔軟な働き方を、安心して選択できることが重要です。 男女がともに職場において、その個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)が重視され、多様な就業形態における就業環境の改善等、 男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう事業所へ働きかけます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	労働セミナーや啓発資料の配布等を通	商工業振興課
	就業環境•労働条件整	じて、育児介護休業法等の仕事と家庭の	男女共同参画室
22	備の理解促進	両立支援制度や相談窓口の周知を行い、	
		就業環境の改善や労働条件の整備を促	
		進する。	
	重点施策	職場において、ワーク・ライフ・バラン	男女共同参画室
	仕事と家庭生活が両立	スが推進されるよう、多様な就労形態の	商工業振興課
23	できる職場環境の促進	普及や労働時間短縮など、仕事と家庭生	職員課
		活を両立しやすい職場環境づくりを働	
		きかける。	

(3) 女性の就業・起業等に対する支援

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、出産や子育てを機に離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業等新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

また、自営業や農業等の分野において、女性の参画を促進するとともに、男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた啓発を行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	働きたい又はチャレンジしたい女性の	男女共同参画室
	女性の再就職・起業等	ための講座や相談機会の情報を提供す	商工業振興課
24	に対する支援の充実	る。	
24		起業を希望する女性に対し、セミナーの	商工業振興課
		開催や、資金・経営・能力開発などに関	男女共同参画室
		する情報提供を行う。	

第3章 計画の内容

基本目標Ⅱ 男女にかがやく



施策No.	施策	取組内容	所管課
	自営業や農業等の分野	中小企業に対する融資斡旋や経営指導	商工業振興課
	における女性の参画促	を行うとともに、勤労者福祉サービスセ	
	進	ンターによる福利厚生事業を支援する。	
25		女性の認定農業者や家族経営協定の締	農業振興課
		結の促進に努める。	
		また、地元女性を中心とした団体による	
		農産物直売所事業等の促進を図る。	



子育て・介護への支援

(1)子育て支援の充実

少子化が進む中、子育て環境は大きく変化しています。男女が働きながら安心して子育てができるよう、多様な保育形態が求められています。

そのため、「子ども·子育て支援事業計画」に基づき、様々な働き方に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	保護者の保育ニーズにあった、多様な保	保育課
	多様な保育サービスの	育の充実を図る。	商工業振興課
26	充実	(病児・病後児保育の推進、放課後児童	こども課
		クラブの充実、企業内保育所の設置促	社会教育課
		進、子どものショートステイ等)	
	重点施策	特別支援教育等の充実を図り、障害のあ	教育研究所
	特別支援教育等(特別	る子どもに対する教育、保育、療育の機	保育課
27	支援学校、特別支援学	会を拡大する。	障害福祉課
	級、放課後等デイサー		
	ビスなど)の充実		
	重点施策	子育てしやすい環境を整備するため、子	こども課
	子育てに関する経済的	育て家庭やひとり親家庭への経済的支	教育総務課
28	支援	援など、きめ細かな支援を充実する。	
		(こども医療費、就学援助費、幼稚園就	
		園奨励費等)	
	重点施策	家庭児童相談事業や、「子育て世代包括	こども課
29	子育てに関する情報提	支援センター」の運営による子育てに関	母子健康センター
20	供や相談支援	する情報提供や相談等、切れ目のない包	
		括的な支援を提供する。	
	重点施策	地域で子育てを支えるためのファミ	こども課
30	地域における子育て支	リー・サポート・センターや関係機関等	保育課
	援の充実	と連携し、子育てを応援する体制づくり	母子健康センター
		を進める。	図書館
		子育て中の親子同士の交流等の場とし	こども課
		て、地域子育て支援拠点の充実を図る。	



(2)介護支援の充実

高齢者、障害者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事や地域活動などと家庭生活を両立することができるよう、関連計画に基づき介護者への支援を行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	高齢者・障害者に対す	高齢者や障害者が地域で自立し、安心し	長寿いきがい課
31	るサービスの充実	て生活できるよう各種サービスの充実	障害福祉課
31		を図る。また、高齢者・障害者向け住宅	営繕課
		の整備を行う。	
	家族介護者への支援の	介護を行う者に負担が偏らないよう、介	長寿いきがい課
32	充実	護者手当の支給や、相談支援事業の充実	障害福祉課
		を図る。	
33	介護保険サービス等の	介護者の負担を減らすため、介護保険サ	長寿いきがい課
	充実	ービスの利用促進や社会福祉協議会に	生活福祉課
		よる障害福祉サービス事業などの充実	
		を図る。	



政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進

(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進

本市では、市政運営の基本方針や市民との協働によるまちづくりを進めるため、審議会への公募委員の登用や、審議会委員における男女の構成比の均等化などに取り組んでいます。

その結果、女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策方針決定過程への参画は十分とはいえません。

そのため、今後も引き続き、市の審議会等委員への女性の積極的な登用を図ります。 また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	審議会等へ積極的に女性登用の推進を	男女共同参画室
34	審議会等への女性の参	図り、女性がいない審議会等の解消に努	関係各課
	画促進	න ්	
	各種組織における女性	社会教育関係団体や地域活動団体など、	男女共同参画室
35	の登用促進	全市的な広がりを持つ組織等の方針決	市民活動推進課
33		定の場への女性の登用を促進する。	社会教育課
			関係各課
36	行政における女性職員	女性の能力を生かした積極的な活用な	職員課
	の職域拡大と管理職へ	ど、女性職員の職域の拡大や、市の女性	
	の登用促進	管理職の登用促進を図る。	

(2) 女性の人材育成の充実

女性のエンパワーメント等を目的として、講座等を開催し、女性の人材育成を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
37	女性の人材育成	各種団体等において女性の登用を推進	男女共同参画室
31		するため、人材育成講座等を開催する。	
38	「女性人材リスト」の	「女性人材リスト」を拡充し、審議会委	男女共同参画室
	拡充と活用促進	員等への活用促進に努める。	関係各課
	女性職員のキャリア形	能力開発のための職員研修の参加推進	職員課
39	成と意識啓発	により、女性職員のキャリア形成や意識	
		啓発を図る。	



ii 家庭や地域・社会活動での男女共同参画の推進

現状と課題

現在、子育て・介護・家事労働などの大半は、女性が担っている状況にあります。

そこで、就業の継続を希望する女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、 男女がともに子育てや家事等を担えるよう、意識改革や男性の働き方を見直す必要があり ます。

また、地域社会においては、男女共同参画の視点に立った防災対策や、高齢であること や障害の有無などにかかわらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが、地域 全体の活性化を図ることにつながります。

そのため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備が必要です。

7 | 家庭生活における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活での男女共同参画を推進していくためには、家庭における男性の意識改革をはじめ、市民一人一人の自覚と積極的な参画が必要であると考えられることから、家庭における男女共同参画を進めるための啓発活動及び男女がともに子育てや家事等を担えるような学習機会の提供に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	子育て等に関する学習	男女がともに家事や子育て等を担える	男女共同参画室
	機会や情報の提供	よう、様々な学習機会を提供する。	母子健康センター
40		(男性セミナー、子育て講座、家庭教育	こども課
		講座、健康教育推進事業等)	社会教育課
			中央公民館



地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアや NPO 活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	各種団体への男女共同	地域活動団体、社会教育関係団体、ス	市民活動推進課
41	参画の促進	ポーツ・レクリエーション団体等の育	社会教育課
41		成・支援を行う。	スポーツ観光課
			男女共同参画室
42	社会活動参加のための	乳幼児をもつ親が、各種講座等に参加し	男女共同参画室
42	支援	やすいよう、託児の実施を推進する。	関係各課
	まちづくり分野におけ	男女共同参画の視点に立ち、ユニバーサ	企画課
43	る男女共同参画の推進	ルデザインの普及やバリアフリー化に	都市計画課
4.5		配慮した誰もが住みよいまちづくりを	関係各課
		進める。	
44	観光分野における男女	観光事業への女性の参画促進や地域の	スポーツ観光課
	共同参画の推進	観光行事への女性の参加促進を図る。	



(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

大規模災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著に現れるため、平常時から の男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める「基盤」となります。

東日本大震災では、救援、復興等の担い手として、多くの女性が活躍しています。

本市においても、男女共同参画の視点を取り入れた防災に対する意識啓発を通して、 女性の地域防災リーダーの育成を促し、女性の意見を反映させた備蓄品の配備や円滑な 避難所運営など、これまでの災害時の「教訓」を踏まえ、災害発生時の対策の充実を図 ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	研修会や防災訓練等への女性の積極的	危機管理室
45	防災訓練や自主防災組	な参加を呼びかけ、男女共同参画の視点	
45	織などでの男女共同参	を取り入れた防災対策における意識啓	
	画の意識啓発	発を行う。	
	重点施策	防災士の資格取得や自主防災組織への	危機管理室
	防災分野における女性	参画など、女性の地域防災リーダーを育	
	の参画拡大	成し、防災分野への女性参画を拡大す	
46		る。	
		女性消防職員の採用・登用推進に努め	消防総務課
		る。	
		消防団員への女性登用推進	警防課
47	重点施策	防災対策における男女のニーズの違い	危機管理室
	男女共同参画の視点に	や女性への配慮など、女性の意見を反映	
	立った災害時の対応	させた災害時の対策(備蓄品配備、避難	
		所運営等)を充実させる。	



(3) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化率・高齢者人口の増加に加え、未婚や離婚による単身世帯やひとり親世帯の増加に伴い、生活上の困難に陥りやすい女性が増加していることから、貧困等の困難に対応し、未然に防止する取組が求められています。

また、様々な分野の複合課題を抱える世帯には、各相談窓口や関係機関との連携を強化し、個別案件ごとの横断的な課題解決に向けた支援を行います。

さらに、障害があること、外国人であること、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれていることなど、様々な制約を受けがちな人たちが、安心して暮らせるような環境整備を進めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	高齢者がいきいきと活	高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態	商工業振興課
	躍し、安心して生活で	に応じて、社会の担い手として就業や地	長寿いきがい課
48	きる支援	域活動など様々な分野において長く健	社会教育課
40		康で活躍できることを目指し、家庭や地	中央公民館
		域で安心して暮らせる支援体制の整備	
		を行う。	
	困難を抱えた女性等の	貧困など生活上の困難を抱えた女性等	男女共同参画室
	自立支援	に対する相談体制を充実し、自立や就労	生活福祉課
49		に対する支援を推進する。	こども課
		(ひとり親家庭、生活困窮者への自立支	
		援や経済的支援等)	
50	障害者等の特別な配慮	障害者、外国人などの特別な配慮を必要	障害福祉課
	を必要とする人への支	とする人たちが、能力や意欲を発揮しな	広報広聴課
	援	がら社会に参画し、ともに生活できるよ	関係各課
		う支援する。	



(4) 国際社会に対する理解

男女共同参画をめぐる世界的な動向等について、情報の収集・提供等を市民団体等との協働により行い、市民の理解を深めていきます。

また、国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携し、市内や近隣に在住する外国人との交流が図れるよう、多文化共生社会の実現に向けて、外国人に対する生活支援事業を推進します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	多文化共生社会の実現	国際交流協会をはじめ、市内の NGO や	広報広聴課
51	に向けた意識啓発	NPO と連携して、国際社会に対する認	
		識や理解を深める。	
	国際交流・協力の推進	国際交流協会をはじめ、市内の NGO や	広報広聴課
52		NPO と連携して、国際交流・協力活動	
		を推進する。	
	外国人に対する情報提	国際交流協会をはじめ、市内の NGO や	広報広聴課
53	供と生活支援	NPO と連携して、市内に住む外国人に	
		対する生活支援事業を推進する。	
	世界の女性を取り巻く	国・県が主催する会議や研修会等に参加	男女共同参画室
54	問題の情報収集・提供	し、国際社会の動向を把握し、市民への	
		理解を促進する。	



基本目標皿 男女にいつくしむ

~配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり~ 【熊谷市DV防止基本計画】

現状と課題

近年、DVやストーカー行為による被害、性犯罪や売買春、人身取引等の問題が深刻化しています。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、男女共同 参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題でもあるため、あらゆる暴力の根絶に 向けて、社会意識の醸成が求められます。

特に、配偶者等からの暴力は、家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化するとともに、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を与えます。そのため、被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体の問題として取り組むことが重要です。

市民意識調査では、配偶者などから暴力を受けた経験のある人の割合は、11.7%でした。 そして、その被害を受けるのは、多くが女性です。

また、「DV被害を受けた際、相談したかったができなかった」との回答が2割を超えるため、引き続き、相談窓口の周知に向けて取り組むとともに、相談しやすい体制を充実することが重要です。

本市では、平成27年10月に「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者に必要な支援、情報提供、助言を行い、関係機関と連携をとりながら、被害者支援の中心的な役割を担う機関としての機能を果たすことができるようになっており、引き続き、相談・保護・自立支援の充実に努めます。



DVの被害者の割合は、女性が多数を占めている

女性の17.2%、男性では4.7%の人がDVを受けた経験があると回答しています。

■ DVを受けた経験について

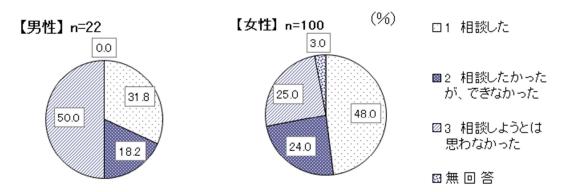
「n」は、有効回答数

資料: 熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

DV被害を受けた女性の4人に1人は、「相談したかったができなかった」と回答している

DV被害を受けた際の相談の有無について、女性は「相談した」が 48.0%、「相談したかったができなかった」が 24.0%、男性は、「相談しようとは思わなかった」が 50.0%、「相談したかったができなかった」が 18.2%となっています。

■ DV被害を受けた際の相談の有無



資料: 熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)



ドメスティック・バイオレンス(DV)防止に向けた 啓発活動の充実

(1)配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力など、あらゆる男女間の暴力を「DVである」と認識し、「DVは犯罪である」という問題意識を市民一人一人が持つことができるよう、あらゆる機会をとらえて、啓発活動を実施します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
55	重点施策	広報紙や啓発用のリーフレット等を活	男女共同参画室
	配偶者等からの暴力の	用し、DV防止を図る啓発活動を推進す	
	防止に向けた啓発活動	న .	
	の推進	DV等に関する実態調査を実施する。	

(2) 若年者に対する予防啓発の推進

若い世代の男女間で発生するデートDVについても、男女が互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないということを、学校等における教育のなかで意識啓発を推進していきます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	学校等における教育の	学校等において、デートDVをはじめD	男女共同参画室
56	充実	V防止に向けた意識啓発を推進する。	学校教育課
			社会教育課



被害者等への相談・支援体制の充実

(1) 早期発見への取組の推進

DVに対する認識が薄く、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえやすいため、DVの被害が潜在化することが多くなっています。そのため、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等と連携し、早期発見への取組を行います。

また、高齢者、障害者、子ども等の虐待の相談窓口との連携を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	早期発見への取組の推	医療・福祉関係者等への広報・意識啓発	男女共同参画室
	進	を行う。	関係各課
		民生委員・児童委員等との連携を図る。	男女共同参画室
57			生活福祉課
		警察署、児童相談所等と連携し、情報共	男女共同参画室
		有に努める。	こども課
			関係各課

(2) 相談体制の充実

本市では、男女共同参画推進センター「ハートピア」に「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置しています。相談を受け避難が必要と判断した場合には、施設への一時保護の手続きを取るなど、適切な対応を行います。

被害者が相談しやすいよう窓口の周知に努めるとともに、多様化するDV被害者からの相談に対応するため、専門相談の充実のほか、相談担当職員の資質の向上に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
	重点施策	被害者が相談しやすいように、相談窓口	男女共同参画室
	DV被害者等に対する	の周知に努める。	
	相談体制の充実	面接や電話による相談、弁護士・臨床心	男女共同参画室
		理士・保健師による専門相談の充実を図	熊谷保健センター
58		る。	
		被害者のための相談・支援体制の充実を	男女共同参画室
		図るため、研修会等に積極的に参加する	
		とともに情報交換等により、相談担当職	
		員の資質の向上に努める。	



(3) 庁内及び庁外の関係機関との連携

DVの被害は、子どもや高齢者等に及ぶ可能性もあるため、庁内関係部署や庁外関係機関との連携を図り、幅広い対応が円滑に行えるよう、被害者等の支援に向けたネットワークを強化します。

施策No.	取組名	取組内容	所管課
59	重点施策	DV被害者の適切な支援を円滑に行う	男女共同参画室
	庁内及び庁外の関係機	ため、「DV対策庁内連絡会議」を開催	関係各課
	関との連携強化	し、研修、情報交換、事例検討等を行う。	
		庁外関係機関(警察署、児童相談所、婦	男女共同参画室
		人相談センター、With You さいたま	
		等)との連携を強化し、問題解決に向け、	
		協力してDV被害者の支援を行ってい	
		<.	

(4) 自立に関する支援の充実

DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、個々のDV被害者の生活に必要な支援や情報提供を行います。

特に、言葉や文化の違いから社会生活の中で孤立しやすい外国人被害者や、DVが 潜在化しやすい傾向にある高齢者や障害者に対応するためには、関係機関と連携した 相談や支援が必要です。

また、職務関係者が、職務によりDV被害者に二次的被害を被らせることのないよう、個人情報に関する細心の注意を払います。

施策No.	取組名	取組内容	所管課
	重点施策	個々のDV被害者の自立に向けて、必要	男女共同参画室
60	自立に関する支援の充	に応じた生活に関する支援を行う。	生活福祉課
	実	(生活保護制度の運用、手当の申請、保	関係各課
		育所入所手続き等)	
		被害者が同伴する子どもに対する必要	男女共同参画室
		な支援を充実させる。	こども課
		(就学手続き、心のケア等)	学校教育課
			母子健康センター
		被害者に関する個人情報の保護に関す	男女共同参画室
		る適切な運用を行う。	市民課
			関係各課

第4章 計画の推進



1 市、市民、事業者の責務

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくためには、市、市民、事業者 及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協 力しながら取組を展開していくことが必要です。

そこで、「熊谷市男女共同参画推進条例」の規定を踏まえ、それぞれの責務を計画に定めます。

市の責務

- (1)男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む)を総合的に策定し、実施すること
- (2) 男女共同参画の推進にあたり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むこと
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めること

市民の責務

- (1)基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、 自ら積極的に参画すること
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めること

事業者の責務

- (1)基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むこと
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めること



2 推進体制の充実

本市の男女共同参画の施策を総合的かつ継続的に推進するため、次の事項に取り組みます。

(1) 熊谷市男女共同参画審議会の開催

熊谷市男女共同参画審議会は、条例第13条に基づく、執行機関の附属機関として、市 長の諮問に応じて基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し ます。

また、年次報告書に示された施策の実施状況、成果等に対する、同審議会の意見を反映させていきます。

(2) 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進する上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。

そのため、庁内の推進組織である「熊谷市男女共同参画推進庁内会議」を中心に、関係各課が緊密な連携のもとに、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

また、市が市民や事業所における男女共同参画形成のモデルとなるよう、職員研修等を充実させ、施策推進の中心となる市職員の男女共同参画に関する認識を深めるとともに、庁内における管理職への女性の登用や女性職員の活用を推進したり、育児休業・介護休業等の取得を推進したりするなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを積極的に行います。

(3) 市民・事業者との協働

男女共同参画を推進していくためには、市民及び事業者が、それぞれ男女共同参画に 対する理解を深めていくことが大切です。このため、市民、事業者及び民間団体と協働 して計画を推進していきます。

(4)国・県等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国や県、他の地方公共団体等との連携を図るとともに、協力して課題解決に取り組みます。



(5) 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進センター「ハートピア」は、条例第 12 条に定める男女共同参画を推進するための拠点施設として、本計画に基づいて、講座・セミナーの開催等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供、DV等に関する相談事業を総合的に実施します。また、「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たし、DV被害者支援の中心的な役割を担います。

相談、その他の事業の実施を通じて市民のニーズを把握し、DV被害者への支援、女性のあらゆる分野へのチャレンジ支援、ワーク・ライフ・バランス等に関する事業の充実に努めます。

また、意識啓発を図るとともに、男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、本市の 現状を把握するための意識調査を行い、調査研究の成果や収集した情報を提供・発信し ていきます。

(6) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、毎年度、数値目標の達成状況の把握や、各施 策の企画・立案・実施に当たり、どの程度男女共同参画の視点に配慮したかを確認し、 男女共同参画の推進状況、施策の進捗状況について公表し、適切な進行管理を行います。

資料編

1	国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き(年表)・・・・・・・・・・・71
2	男女共同参画社会基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・・・・・・・・・80
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・・91
5	熊谷市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・100
6	熊谷市男女共同参画審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・103
7	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1O5



1 国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き(年表)

		世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
197	75(昭和 50)	・国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会 議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	•婦人問題企画推進 本部設置		
	1976 (昭和 51) 年		・「民法」一部改正・ 施行(離婚後の氏 の選択自由化)	・生活福祉部婦人児 童課に婦人問題担 当副参事設置	
	1977 (昭和 52) 年		・「国内行動計画」策 定 ・国立婦人教育会館 開館	・企画財政部に婦人 問題企画室長設置 ・埼玉婦人問題会議 発足	
	1978 (昭和 53) 年			•第1回埼玉県婦人 問題協議会	・市民部に婦人青少 年課設置
国	1979 (昭和 54) 年	• 国連総会「女子差別撤廃条約」採択	•「女子差別撤廃条 約」署名	• 県民部に婦人問題 企画室長設置	
連婦人の十年	1980 (昭和 55) 年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	・「民法」―部改正 (配偶者の法定相続 分 1/3→1/2)	・「婦人の地位向上に 関する埼玉県計 画」策定 ・県民部婦人対策課 設置	熊谷市婦人問題協議会設置熊谷市婦人問題庁内連絡会議設置第1回熊谷市婦人問題講演会開催
	1981 (昭和 56) 年	•ILO 第 156 号条約 (家族責任条約) 採択	•「国内行動計画後期 重点目標」策定		
	1984 (昭和 59) 年		・国籍法及び戸籍法 一部改正	・「婦人の地位向上に 関する埼玉県計画 (修正版)」策定	
	1985 (昭和 60) 年	・国連婦人の十年ナイロビ世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等 法成立 ・「女子差別撤廃条 約」批准 ・「労働基本法」一部 改正(昭和61年 施行)		・「女・くまがや・ 21 国連婦人の 10年記念熊谷会 議」開催
1986(昭和61)年			・婦人問題企画推進 本部拡充 ・婦人問題企画推進 有識者会議開催	・「男女平等社会確立 のための埼玉県計 画」策定	
1989 (平成元) 年			13090		・第1回熊谷市女性 セミナー開催
199	90 (平成2) 年	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連経済社会理事会)・ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		•「男女平等社会確立 のための埼玉県計 画(修正版)」策定	C 1.7 POIE



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
1991 (平成3)年		•「育児休業法」成立 (平成4年施行)	・婦人行政課を女性 政策課に名称変更	
1992 (平成4)年		・初の婦人問題担当 大臣設置		フォーラムくまがや (以降毎年開催)
1993 (平成5) 年	・世界人権会議 (ウィーン) ・「女性に対する暴力 撤廃宣言」採択	パートタイム労働法成立	・「埼玉女性の歩み」発行	•「熊谷市女性行動計画」策定
1994 (平成6) 年	・国際人口・開発会議開催(カイロ)	総理府男女共同参画室発足男女共同参画審議会設置(政令)男女共同参画推進本部設置		・婦人青少年課を女性青少年課に組織改正 ・熊谷市婦人問題協議会を熊谷市女性政策協議会に改組 ・婦人問題庁内連絡 ・婦人問題に改組
1995 (平成7) 年	・第4回世界女性会 議(北京) ・「北京宣言及び行動 綱領」採択	•「育児•介護休業法」 成立 • ILO 第 156 号条 約批准	・「2001 彩の国男 女共同参画プログ ラム」策定	・第1回熊谷市女性 団体交流連絡会開 催
1996 (平成8) 年		・「男女共同参画 2000年プラン」 策定	・世界女性みらい会 議開催	
1997 (平成9) 年		 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会にを担けるののでは、またのでは、ま	・埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更	・「女性人材リスト」作成
1998(平成 10) 年			埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定	・女性情報紙「ひまわり」創刊
1999(平成 11) 年	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会 基本法」成立 ・児童買春・児童ポ ルノ禁止法成立	• 女性問題協議会: 男女共同参画推進 条例(仮称)答申	・「熊谷市女性人材リスト」、「熊谷市女性団体名簿」(第一次改訂版)作成
2000(平成 12)年	・国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本 計画」策定 ・ストーカー規制法 成立	「埼玉県男女共同参画推進条例」施行・苦情処理機関の設置・環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	・女性問題庁内連絡 会議を女性政策推 進庁内会議に改組 ・男女共同参画に関 する職員研修開始



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
2001 (平成 13) 年		 男女共同参画会議 設置 内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に成立 第1回胃(以降毎年実施) 	・女性政策課を男女 共同参画課に名称 変更	・「第二次熊谷市男女共同参画計画」アナーの第172ミナへの対象委員主を選出を選出を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
2002(平成 14)			・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定・「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」開設	•「男女共同参画パネ ル展」開始
2003(平成 15)年		•「次世代育成支援対策推進法」成立		・女性 大会 では できます できます できます できます できます できます できます できます
2004 (平成 16) 年		•「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律」一部改正	・女性チャレンジ支 援事業開始	男性セミナー開始「熊谷市男女共同参画協議会」を「熊谷市男女共同参画審議会」に名称変更
年 (平成 17)	第49回国連婦人 の地位委員会(国 連「北京+10」) 開催	•「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		「男女共同参画宣言 都市記念式典」「熊谷市男女共同参 画推進センター "ハートピア"」開設「熊谷市男女共同参 画推進条例」制定
2006(平成 18) 年		・「男女雇用機会均等 法」一部改正(男 性に対する差別の 禁止、間接差別の 禁止等: 平成 19 年施行)	•「配偶者等からの暴 力防止及び被害者 支援基本計画」策 定	「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画推進表彰」開始



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
2007 (平成 19) 年		•「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律」一部改正	・「埼玉県男女共同参 画推進プラン 2010」中間見直 し、「埼玉県男女共 同参画推進プラ ン」とする	・「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施・「熊谷市自治基本条例」制定
2008(平成 20)年			・総務部男女共同参画課を県民生活部 男女共同参画課に 組織変更 ・女性キャリアセン ター開設	・「男女共同参画企業 実態アンケート調 査」実施
2009(平成 21)年		・女子差別撤廃委員 会の総括所見公表	・「配偶者等からの暴 力防止及び被害者 支援基本計画(第 2次)」策定	•「熊谷市男女共同参 画推進計画」策定
2010(平成 22)	・第 54 回国連婦人 の地位委員会(北 京+15)開催	•「男女共同参画基本 計画(第3次)」 策定	女性キャリアセン ターを男女共同参 画推進センターに 組織統合	
年	・第 56 回国連婦人 の地位委員会「自 然災害に平等と 性のエンパワー ント」決議案採択	・「『女性の活躍促進 による経済活性 化』行動計画」策 定	・産業分別を ・産業分別を ・産業の ・産業の ・産業の ・産業の ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・のに、 ・ので、 、ので、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	•「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
2013 (平成 25) 年		 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等ででは要求の保護を正では要求のでは、では、日本再興戦略」で、日本の活躍に、日本の活躍に、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
2014 (平成 26) 年	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるををはいる。 エンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改 訂 2014 に「『女 性が輝く社会』の 実現」が掲げられ る ・女性が輝く社会に 向けた国際シンポ ジウム(WAW! Tokyo2014)開 催		・「女性人材リスト」 改訂 ・「熊谷市男女共同参 画推進計画」中間 見直し
2015 (平成 27) 年	・第 59 回国連婦人 の地位委員会「北 京+20」記念会合	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(等年年で) ・「女性の職業生活における活躍の活躍の活躍の活躍の活躍の活躍を対ける活躍では、に関する法律」のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		・表現ガイドライン 作成 ・熊谷市男女共同参 画推進センターに 配偶者暴力相談支 援センターの機能 を付加
2017(平成 29) 年		・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	・埼玉県男女共同参画基本計画」策定・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査・事業所実態アンケート調査」実施
2018 (平成30)		•「政治分野における 男女共同参画の推 進に関する法律」 成立		
2019 (平成31) 年				・「女性人材リスト」 改訂 ・「第2次熊谷市男 女共同参画推進計 画」策定



2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向け た様々な取組が、国際社会における取組とも連動 しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努 力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟 化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応 していく上で、男女が、互いにその人権を尊重し つつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、そ の個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に 係る男女間の格差を改善するため必要な範 囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることを向他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固定 的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼ すことにより、男女共同参画社会の形成を阻害 する要因となるおそれがあることにかんがみ、 社会における制度又は慣行が男女の社会にお ける活動の選択に対して及ぼす影響をできる 限り中立なものとするように配慮されなけれ ばならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共



団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際 社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、 国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女 共同参画社会の形成についての基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改 善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団 体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実 施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなけれ ばならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画 社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策について の報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促 進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を 聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変 更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を 勘案して、当該都道府県の区域における男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策につい



ての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期 的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府 県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下 「市町村男女共同参画計画」という。)を定め るように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 を策定し、及び実施するに当たっては、男女共 同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を 通じて、基本理念に関する国民の理解を深める よう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならな

い。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会 議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第13条第 3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及



び政府の施策が男女共同参画社会の形成に 及ぼす影響を調査し、必要があると認めると きは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか 一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数 の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料の提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため 必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の関陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼すること

ができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他職員その他職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成 11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。
- 附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 〔抄〕

(施行期日)

- 第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕
- 附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成 13年1月6 日から施行する。〔後略〕



3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年4月 13 日法律第 31 号 最終改正:平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図 るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとす

٥.

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法 務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条 第五項において「主務大臣」という。)は、配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策に関する基本的な方針(以下この条並 びに次条第1項及び第3項において「基本方針」 という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを 定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害



者の保護のための施策の実施に関する重要 事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都 道府県基本計画又は市町村基本計画の作成の ために必要な助言その他の援助を行うよう努 めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設 において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セ ンターとしての機能を果たすようにするよう 努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲 げる業務を行うものとする。
 - 被害者に関する各般の問題について、相談 に応ずること又は婦人相談員若しくは相談 を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。 次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用に ついて、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自 ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満た す者に委託して行うものとする。



5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を 行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活 動を行う民間の団体との連携に努めるものと する。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害 者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行う に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又 は疾病にかかったと認められる者を発見した ときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター 又は警察官に通報することができる。この場合 において、その者の意思を尊重するよう努める ものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示 罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規 定は、前2項の規定により通報することを妨げ るものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部 長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く 方面については、方面本部長。第15条第3項 において同じ。)又は警察署長は、配偶者から の暴力を受けている者から、配偶者からの暴力 による被害を自ら防止するための援助を受け たい旨の申出があり、その申出を相当と認める ときは、当該配偶者からの暴力を受けている者 に対し、国家公安委員会規則で定めるところに より、当該被害を自ら防止するための措置の教 示その他配偶者からの暴力による被害の発生 を防止するために必要な援助を行うものとす る。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条におい



て「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に 係る職員の職務の執行に関して被害者から苦 情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれ を処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する

る脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該 配偶者であった者から引き続き受ける身体に 対する暴力。同号において同じ。) により、そ の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ が大きいときは、裁判所は、被害者の申立てに より、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者(配偶者からの 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を 受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者。以下この条、同項第3号及び第4号 並びに第18条第1項において同じ。)に対し、 次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。た だし、第2号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の 本拠を共にする場合に限る。

- 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1 号の規定による命令を発する裁判所又は発し た裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた 日以後、同号の規定による命令の効力が生じた 日から起算して6月を経過する日までの間、被 害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為 もしてはならないことを命ずるものとする。
 - ー 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるよう



な事項を告げ、又はその知り得る状態に置く こと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを 得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは 電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は 嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は その知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知 り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付 し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者 がその成年に達しない子(以下この項及び次項 並びに第12条第1項第3号において単に「子」 という。)と同居しているときであって、配偶 者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動 を行っていることその他の事情があることか ら被害者がその同居している子に関して配偶 者と面会することを余儀なくされることを防 止するため必要があると認めるときは、第1項 第1号の規定による命令を発する裁判所又は 発した裁判所は、被害者の申立てにより、その 生命又は身体に危害が加えられることを防止 するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生 じた日以後、同号の規定による命令の効力が生 じた日から起算して6月を経過する日までの 間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本 拠としている住居を除く。以下この項において 同じ。)、就学する学校その他の場所において当 該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、

- 就学する学校その他その通常所在する場所の 付近をはいかいしてはならないことを命ずる ものとする。ただし、当該子が15歳以上であ るときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者 が被害者の親族その他被害者と社会生活にお いて密接な関係を有する者(被害者と同居して いる子及び配偶者と同居している者を除く。以 下この項及び次項並びに第12条第1項第4 号において「親族等」という。) の住居に押し 掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者が その親族等に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があ ると認めるときは、第1項第1号の規定による 命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害 者の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定 による命令の効力が生じた日から起算して6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住 居を除く。以下この項において同じ。) その他 の場所において当該親族等の身辺につきまと い、又は当該親族等の住居、勤務先その他その 通常所在する場所の付近をはいかいしてはな らないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立 てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住 所がないとき又は住所が知れないときは居所) の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す



る。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対 する暴力又は生命等に対する脅迫が行われ た地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定 による命令(以下「保護命令」という。)の申 立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしな ければならない。
 - ー 配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第 10 条第3項の規定による命令の申立 てをする場合にあっては、被害者が当該同居 している子に関して配偶者と面会すること を余儀なくされることを防止するため当該 命令を発する必要があると認めるに足りる 申立ての時における事情
 - 四 第 10 条第4項の規定による命令の申立 てをする場合にあっては、被害者が当該親族 等に関して配偶者と面会することを余儀な くされることを防止するため当該命令を発 する必要があると認めるに足りる申立ての 時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は 警察職員に対し、前各号に掲げる事項につい て相談し、又は援助若しくは保護を求めた事 実の有無及びその事実があるときは、次に掲 げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られ た措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同 項第5号イから二までに掲げる事項の記載が ない場合には、申立書には、同項第1号から第 4号までに掲げる事項についての申立人の供 述を記載した書面で公証人法(明治41年法律 第53号)第58条の2第1項の認証を受けた ものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しく



は援助若しくは保護を求められた職員に対し、 同項の規定により書面の提出を求めた事項に 関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所 又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察 本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に 対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の

- 取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の 規定による命令の効力の停止を命ずる場合に おいて、同条第2項から第4項までの規定によ る命令が発せられているときは、裁判所は、当 該命令の効力の停止をも命じなければならな い。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を 申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている 保護命令について、第3項若しくは第4項の規 定によりその効力の停止を命じたとき又は抗 告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書 記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該 通知をした配偶者暴力相談支援センターの長 に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護 命令の申立てをした者の申立てがあった場合 には、当該保護命令を取り消さなければならな い。第10条第1項第1号又は第2項から第4 項までの規定による命令にあっては同号の規 定による命令が効力を生じた日から起算して 3月を経過した後において、同条第1項第2号



の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、 当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に 民議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号 の規定による命令を発した裁判所が前項の規 定により当該命令を取り消す場合について準 用する。
- 3 第 15 条第3項及び前条第7項の規定は、前 2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命 令が発せられた後に当該発せられた命令の申 立ての理由となった身体に対する暴力又は生 命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする 同号の規定による命令の再度の申立てがあっ たときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠 としている住居から転居しようとする被害者 がその責めに帰することのできない事由によ り当該発せられた命令の効力が生ずる日から 起算して2月を経過する日までに当該住居か らの転居を完了することができないことその 他の同号の規定による命令を再度発する必要 があると認めるべき事情があるときに限り、当 該命令を発するものとする。ただし、当該命令 を発することにより当該配偶者の生活に特に 著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令 を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条 の規定の適用については、同条第 1 項各号列記 以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前 各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文

の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその 支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は 公証人がその職務を行うことができない場合 には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法 務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12条第2項(第18条第2項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わ せることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を 除き、保護命令に関する手続に関しては、その 性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法 律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)



- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関 する理解を深めるために必要な研修及び啓発 を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止に関する国民の理解を深めるため の教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加 害者の更生のための指導の方法、被害者の心身 の健康を回復させるための方法等に関する調 査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材 の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活 動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行う よう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を 支弁しなければならない。
 - 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人

- 相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に 委託して行う場合を含む。) に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁 しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都 道府県が前条第1項の規定により支弁した費 用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるもの については、その10分の5を負担するものと する。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲 げる費用の 10 分の5以内を補助することが できる。
 - ー 都道府県が前条第1項の規定により支弁 した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲 げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費 用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対



する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

する。		
第2条	被害者	被害者(第28条
		の2に規定する関
		係にある相手から
		の暴力を受けた者
		をいう。以下同
		じ。)
第6条第	配偶者又は配	同条に規定する関
1項	偶者であった	係にある相手又は
	者	同条に規定する関
		係にある相手であ
		った者
第10条	配偶者	第28条の2に規
第1項か		定する関係にある
ら第4項		相手
まで、第		
11 条第		
2項第2		
号、第		
12 条第		
1 項第 1		
号から第		
4号まで		
及び第		
18 条第		
1項		
第 10 条	離婚をし、又	第28条の2に規
第1項	はその婚姻が	定する関係を解消
	取り消された	した場合
	場合	

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づ



いて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16年6月2日法律第64号) (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第 10 条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10 条第1 項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18 条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要 な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19年7月 11 日法律第 113号) 〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月 を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に

関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号)〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。〔後略〕



4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって 職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個 性と能力を十分に発揮して職業生活において活 躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」 という。)が一層重要となっていることに鑑み、 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十 八号) の基本理念にのっとり、女性の職業生活に おける活躍の推進について、その基本原則を定め、 並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計 画の策定、女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置等について定めることにより、 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的 に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、 急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化そ の他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで 活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業 生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護 その他の家庭生活に関する事由によりやむを得 ず退職することが多いことその他の家庭生活に 関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家 族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の 協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家 庭生活における活動について家族の一員として の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活 動を行うために必要な環境の整備等により、男女 の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両 立が可能となることを旨として、行われなければ ならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等



(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために 必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該 都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。) を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進

計画)を勘案して、当該市町村の区域内における 女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策についての計画(次項において「市町村推進計 画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活におけ



る活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。 以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるとこ ろにより、厚生労働大臣に届け出なければならな い。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時 期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更しようとするときは、 厚生労働省令で定めるところにより、採用した労 働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務 年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある 労働者に占める女性労働者の割合その他のその 事業における女性の職業生活における活躍に関 する状況を把握し、女性の職業生活における活躍 を推進するために改善すべき事情について分析 した上で、その結果を勘案して、これを定めなけ ればならない。この場合において、前項第二号の 目標については、採用する労働者に占める女性労 働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の 割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占め る女性労働者の割合その他の数値を用いて定量 的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを労働者に周知 させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを公表しなけれ ばならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般 事業主行動計画に定められた目標を達成するよ

う努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の 数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指 針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労 働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届 け出るよう努めなければならない。これを変更し たときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示 を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認



定を取り消すことができる。

- ー 第九条に規定する基準に適合しなくなった と認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反 したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項 に規定する基準に適合しなくなったと認めると きは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募

集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項 の規定による届出があった場合について、同法第 五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十 九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第 四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八 条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十 一条の規定は前項の規定による届出をして労働 者の募集に従事する者について、同法第四十条の 規定は同項の規定による届出をして労働者の募 集に従事する者に対する報酬の供与について、同 法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項に おいて準用する同条第二項に規定する職権を行 う場合について、それぞれ準用する。この場合に おいて、同法第三十七条第二項中「労働者の募集 を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律第十二条第四 項の規定による届出をして労働者の募集に従事 しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当 該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」 とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二 条の三の規定の適用については、同法第三十六条 第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者 をして労働者の募集に従事させようとする者が その被用者以外の者に与えようとする」と、同法 第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受 託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四 号)第十二条第四項の規定による届出をして労働 者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。



第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の 規定により一般事業主行動計画を策定しようと する一般事業主又はこれらの規定による届出を した一般事業主に対して、一般事業主行動計画の 策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業 主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよ うに相談その他の援助の実施に努めるものとす る。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの 長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下 「特定事業主」という。)は、政令で定めるとこ ろにより、事業主行動計画策定指針に即して、特 定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の 職業生活における活躍の推進に関する取組に関 する計画をいう。以下この条において同じ。)を 定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時 期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更しようとするときは、内閣府令で定める ところにより、採用した職員に占める女性職員の 割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状

況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周 知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく 取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に 定められた目標を達成するよう努めなければな らない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生 労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、 その事業における女性の職業生活における活躍 に関する情報を定期的に公表するよう努めなけ



ればならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る 事務の一部を、その事務を適切に実施することが できるものとして内閣府令で定める基準に適合 する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずる よう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業 生活における活躍の推進について、国民の関心と 理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必 要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において 女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び 同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施



されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共 団体の区域内において第十八条第三項の規定に よる事務の委託がされている場合には、当該委託 を受けた者を協議会の構成員として加えるもの とする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- ー 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に

関し必要があると認めるときは、第八条第一項に 規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は 助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条 に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令 で定めるところにより、その一部を都道府県労働 局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する 職業安定法第四十一条第二項の規定による業務 の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事し た者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に 処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す る。

- ー 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしない
- で、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定 法第三十七条第二項の規定による指示に従わな かった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定 法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者



は、三十万円以下の罰金に処する。

- ー 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定 法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定 法第五十条第二項の規定による立入り若しくは 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に 対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 四 第十二条第五項において準用する職業安定 法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏 らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の 過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務 に関して知り得た秘密については、第二十四条の 規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規 定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおそ の効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則 の適用については、この法律は、第一項の規定に かかわらず、同項に規定する日後も、なおその効 力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定する もののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措 置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加 える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 〔抄〕

(施行期日)



第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から 施行する。〔後略〕



5 熊谷市男女共同参画推進条例

平成 17年 10月1日 条例第 130号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等が うたわれており、国内における男女平等の実現に 向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約の採択など国際社会におけ る取組と連動しながら、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意 識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根 強く、配偶者等に対する暴力が社会問題化するな ど、真の男女平等を達成するには多くの課題が残 されている。

少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化している中で、私たちのまち「くまがや」が、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を 目指すことを決意し、市、市民及び事業者が協働 して、男女共同参画を推進するため、この条例を 制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、 基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を 明らかにするとともに、市の施策等について必 要な事項を定めることにより、男女共同参画を 総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参 画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで

き、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における政策又は 事業者における方針の立案及び決定に、男女が 共同して参画する機会が確保されることを旨 として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策 として位置付け、前条に定める基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっとり、男女共同



- 参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び 実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、 事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取 り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、 財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、性的な言動に 対する相手方の対応によってその者に不利益 を与え、又は性的な言動により相手方の生活環 境を害する行為を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的 な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、 性別による固定的な役割分担及び配偶者に対 する暴力等を助長するような表現並びに過度 の性的な表現を行わないように努めなければ ならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施 策を総合的かつ計画的に進めるための基本的

- な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、 市民及び事業者の意見を聴くとともに、熊谷市 男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やか にこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準 用する。

(市の施策)

- 第10条 市は、男女共同参画を推進するため、 次に掲げる施策の実施に努めなければならない。
 - (1) 男女共同参画に関する広報啓発活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
 - (2) 配偶者に対する暴力等を防止し、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (3) 家族を構成する男女が共に家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。
 - (4) 家庭、職場、学校、地域その他の社会の あらゆる分野における活動において、男女間 に参画する機会の格差が生じる場合は、市民 及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を 講ずること。
 - (5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図ること。
 - (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
 - (7) 男女共同参画の推進に関する取組を普及 させるため、当該取組を積極的に実施してい る市民及び事業者の表彰等を行うこと。
 - (8) 男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。

(相談)



第11条 市は、性別による差別的な取扱い等に 関し、市民及び事業者から相談があった場合に は、適切に対応するものとする。

(拠点施設の設置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

(熊谷市男女共同参画審議会)

- 第13条 男女共同参画を推進するため、熊谷市 男女共同参画審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17年 10月1日から施行する。



6 熊谷市男女共同参画審議会規則

平成17年10月1日 規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市男女共同参画推進条例(平成17年条例第130号)第13条第1項の規定に基づき設置された熊谷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の 互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、 その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民部男女共同参画室 において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の 運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮っ て定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。



熊谷市男女共同参画審議会委員名簿

任期: 平成30年4月1日~平成32年3月31日

	正//J· 1/// CC 1 1	- 月 ロバー
	役 職	氏 名
	立正大学名誉教授	原田壽子
学識経験者	弁 護 士	加藤道子
験者	女性史研究家	山内惠
	熊谷人権擁護委員協議会常務委員	須 長 民 子
	くまがや共同参画を進める会(会長)	杉 田 茂 実
	公益社団法人熊谷法人会熊谷支部(女性部会理事)	髙木の美子
塱	熊谷市PTA連合会(家庭教育委員会顧問)	鈴 木 あえか
関係団体	熊谷地区労働組合協議会(執行委員)	河 井 好 一
体	熊谷商工会議所(女性会理事)	藤野佳子
	くまがや市商工会(理事)	澤田真弘
	くまがや農業協同組合(融資課課長)	清水、扶美江
ハギにトフギュ		秋 元 留美子
	公募による委員	加藤英明
関係機関	熊谷公共職業安定所庶務課長	濱 田 由 範
機関	埼玉県北部地域振興センター県民生活担当担当部長	川 村 達 也

平成 31 年 2 月 1 日在職委員 委員 15 人(女性 10 人·男性 5 人)



7 用語解説

	州 古	
行	用語	説明
あ	ウーマノミクス	ウーマン(Women)+エコノミクス(Economics)の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができる社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいくこと。
	M字カーブ	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産時期に当たる年代に一度低下し、育 児が落ちついた時期に再び上昇すること。
	LGBT	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)の頭文字 をとった言葉。性の多様性により、4つに分類されない性的マイノリティの 方もいる。
	エンパワーメント	(女性が)自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、力を発揮し、 行動していくこと。
	親の学習	保護者を対象に、「親の学習プログラム集」を活用し、グループによる話し 合いを取り入れながら、親が親として育ち、力をつけるための学習。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	キャリア形成	仕事を通じて職業能力を習得する活動。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。
	国際婦人年	性差別撤廃に向けて世界規模の行動をもって取り組むために、1975年を「国際婦人年」とすることが、国連総会で決議された。また、1976年〜1985年の10年間を「国連婦人の10年」としている。
	国連婦人の地位委員会	1946年6月に国連経済社会理事会の機能委員会の1つとして設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、これを受けて、国連総会(第3委員会)に対して勧告を行う。
	子育て世代包括支 援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないサービスを提供するための総合的な相談窓口。
	固定的な性別役割 分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ	ジェンダー	人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があるのに対し、 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
	女性の職業生活に おける活躍の推進 に関する法律 (女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が 十分発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力あ る社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事 業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策 定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めてい る。10年間の時限立法。 ※平成27年9月4日公布・同日施行(一部平成28年4月1日施行)
	女性人材リスト	審議会等委員への登用や講演会講師等選定のための資料として作成。
	人身取引	人身取引は、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、相手の弱い立場を利用するなどの手段を用いて、人を連れ去り、売買して、売春などの性的搾取、強制労働、臓器摘出などの搾取を行う行為をいい、人身売買のほか偽装結婚なども手段として用いられる。



行	用語	説明
さ	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、HIV感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性と生殖に関する 健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	性と生殖に関する健康と権利。安全で満足な性生活を営みつつ、いつ、何人子どもを産むかにつき自由に選択できる権利。そのための手段や責任や情報を得ることができる基本的権利。
	セクシュアル・ハ ラスメント	職場を中心として行われる性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をする上での一定の不利益を与えたりすること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返すなど相手に不快感を与える「環境型」などがある。
た	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築 こうとしながら、共に生きていくことができる社会。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	男女共同参画の視 点からの表現ガイ ドライン	市の広報活動において、男女共同参画の視点に立った適切な表現にするため に作成した手引書(平成27年3月作成)。
	男女共同参画配信 講座	男女共同参画に関する様々な視点から設定した講座を、公民館や学校、企業 などからの要請に基づきお届けするもの。
	地域子育て支援拠 点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
	デートDV	交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力に限らず、相手の気持ちを考えずに自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動もデートDVにあたる。
	ドメスティック・ バイオレンス (DV)	「配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力」のこと。「DV」と略す。身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれる。
な	二次的被害	被害者が、被害を相談したり、必要な事務担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心ない言葉をかけられたりすることにより、被害の苦しみを再度受けること。
	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営改善計画を作成し、①計画が市町村基本構想に照らして適切であること、②計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること、③計画の達成される見込みが確実であることを基準に市町村長が認定を行った者。
は	パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年6月18日法律第76号)日本の経済活動を支えるものとしてのパートタイム労働力の比重が増す中で、その労働条件の不明瞭さから発生した様々な問題を解決し、短時間労働者が能力を有効に発揮できること、またその福祉の増進が図られることを目的としている。
	配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護等に関する 法律 (DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。 ※平成13年10月13日施行 最終改正平成26年
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを行う。



行	用語	説明
は	バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。道路や建物の段差や仕切りから社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて取り除くことをいう。
	パワー・ハラスメ ント	職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う。
	ポジティブ・アク ション(積極的改 善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、 必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積 極的に提供することをいう。
ま	マタニティ・ハラスメント	一般的に妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けること。法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。
	メディアリテラ シー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
ゃ	ユニバーサルデザ イン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
5	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働こうとしている人が対象。
わ	ワーク・ライフ・ バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できることを指す。

くまがや男女共同参画推進プラン

平成31年3月

発 行:熊谷市

編 集:熊谷市 市民部 男女共同参画室

〒360-0037

埼玉県熊谷市筑波三丁目 202 番地 ティアラ21 4階

熊谷市男女共同参画推進センター"ハートピア"内

電話 048-599-0011 FAX 048-599-0012